

令和6年広島県議会12月定例会に提案された  
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和6年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年12月23日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

1 臨時に代理した理由

令和6年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- 第1号ー1 令和6年度教育委員会関係補正予算案…………… P1～14  
第1号ー2 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び  
「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
一部を改正する条例案」…………… P15～160

3 臨時代理年月日

令和6年12月5日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

## 令和6年広島県議会 12月定例会提案見込事項

### 1 令和6年度一般会計補正予算

#### (1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	32,831,585	880,515	33,712,100	義務教育費負担金880,515
諸収入	1,929,076	174	1,929,250	保険料174
教育委員会計	49,504,227	880,689	50,384,916	

#### (2) 歳出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
教育委員会費	29,419	82	29,501	給与改定に伴う補正82
事務局費	3,248,716	94,997	3,343,713	給与改定に伴う補正94,997
教職員費 (小学校費)	55,982,478	1,894,730	57,877,208	給与改定に伴う補正1,894,730
教職員費 (中学校費)	31,302,961	945,881	32,248,842	給与改定に伴う補正945,881
高等学校総務費	37,277,484	911,867	38,189,351	給与改定に伴う補正911,867
特別支援学校費	17,476,104	424,115	17,900,219	給与改定に伴う補正424,115
社会教育総務費	835,685	24,950	860,635	給与改定に伴う補正24,950
教育委員会計	170,507,134	4,296,622	174,803,756	

**【要求内容】**

- 給与改定に伴う補正 4,296,622千円
  - ・令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定

### 2 令和6年度高等学校等奨学金特別会計補正予算

#### (1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
諸収入	476,583	817	477,400	貸出金償還金817
教育委員会計	748,023	817	748,840	

#### (2) 歳出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
高等学校等 奨学金	748,023	817	748,840	給与改定に伴う補正817
教育委員会計	748,023	817	748,840	

**【要求内容】**

- 給与改定に伴う補正 817千円
  - ・令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定

令和6年12月5日

広島県知事様  
( 財政課 )

広島県教育委員会  
( 総務課 )

議案に対する意見聴取について (回答)

令和6年12月2日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

○ 令和6年度教育委員会関係補正予算

令和6年12月2日

広島県教育委員会 様  
( 総務課 )

広島県知事  
( 財政課 )

議案に対する意見聴取について

令和6年12月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和6年度教育委員会関係補正予算

令和 6 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	32,831,585	880,515	33,712,100
14 諸収入	1,929,076	174	1,929,250
歳入合計	49,504,227	880,689	50,384,916

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	170,487,134	4,296,622	174,783,756	880,515	0	174	3,415,933
歳出合計	170,507,134	4,296,622	174,803,756	880,515	0	174	3,415,933

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
6 教育費国庫負担金	22,734,936	880,515	23,615,451	義務教育費負担金	880,515	
計	22,744,936	880,515	23,625,451			

第14款 諸収入

第6項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
3 雑入	1,869,992	174	1,870,166	保険料	174	
計	1,869,992	174	1,870,166			



第10款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国支出金	県債	その他				
1 教育委員会 費	29,419	82	29,501	0	0	0	82	3 職員手当等 4 共済費	62 20	1. 給与改定に伴う補正 82
2 事務局費	3,248, 716	94,997	3,343, 713	0	0	諸収入 14	94,983	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	15,074 38,304 31,812 9,807	1. 給与改定に伴う補正 94,997
計	12,585, 261	95,079	12,680, 340	0	0	14	95,065			
第2項 小学校費										
1 教職員費	55,982, 478	1,894, 730	57,877, 208	500,735	0	0	1,393, 995	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,058, 156 704,651 131,923	1. 給与改定に伴う補正 1,894,730
計	55,982, 478	1,894, 730	57,877, 208	500,735	0	0	1,393, 995			
第3項 中学校費										
1 教職員費	31,302, 961	945,881	32,248, 842	292,894	0	0	652,987	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	521,170 357,513 67,198	1. 給与改定に伴う補正 945,881
計	31,302, 961	945,881	32,248, 842	292,894	0	0	652,987			

第10款 教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国支出金	県 債	その他				
第 4 項 高等学校費										
1 高等学校総 務費	37,277, 484	911,867	38,189, 351	0	0	0	911,867	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	481,337 363,363 67,167	1. 給与改定に伴う補正   911,867
計	50,887, 845	911,867	51,799, 712	0	0	0	911,867			
第 5 項 特別支援学校費										
1 特別支援学 校費	17,476, 104	424,115	17,900, 219	86,886	0	0	337,229	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	229,344 163,638 31,133	1. 給与改定に伴う補正   424,115
計	17,476, 104	424,115	17,900, 219	86,886	0	0	337,229			
第 7 項 社会教育費										
1 社会教育総 務費	835,685	24,950	860,635	0	0	諸収入 160	24,790	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	3,636 11,472 6,481 3,361	1. 給与改定に伴う補正    24,950
計	1,821, 078	24,950	1,846, 028	0	0	160	24,790			

第 10 款 教育費

令和 6 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金収入	748,023	817	748,840
歳入合計	748,023	817	748,840

(歳 出)				(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
1 高等学校等奨学金	748,023	817	748,840	0	0	817	0
歳 出 合 計	748,023	817	748,840	0	0	817	0

2 歳 入

第 1 款 高等学校等奨学金収入

第 2 項 諸収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		説 明
				区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	473,266	817	474,083	貸出金償還金	817	
計	476,583	817	477,400			

3 歳 出

第 1 款 高等学校等奨学金

第 1 項 高等学校等奨学金

(単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国支出金	県 債	その他				
1 高等学校等 奨学金	748,023	817	748,840	0	0	諸収入 817	0	1 報酬 588 3 職員手当等 229	1. 給与改定に伴う補正 817	
計	748,023	817	748,840	0	0	817	0			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 会計年度任用職員

(単位 : 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	11	23,540	-	8,802	32,342	8,787	41,129	
補 正 前	11	22,952	-	8,573	31,525	8,787	40,312	
比 較	0	588	-	229	817	0	817	

備 考 職員手当の内訳は期末・勤勉手当のみである。

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」について【概要】

令和6年12月

1 人事委員会勧告等に基づく改正

(1) 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定

ア 公民較差(3.05%)を解消するため、給料月額を人事委員会勧告どおり改正する。

イ 期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる(年間4.5月⇒4.6月に引上げ)。

(2) 特別職の期末手当の改正

6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げる。

(3) 給与制度のアップデート

ア 給料表の見直し

国の見直しに準じて人事委員会勧告どおり給料表を改定する。

イ 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当(6,500円)を段階的に廃止し、子に係る手当額を段階的に引き上げる(10,000円⇒13,000円)。

ウ 地域手当の見直し等

(ア) 支給地域及び支給割合を国に準じて見直す。

(広島市：6.2%⇒8%、安芸郡府中町：6.2%⇒4%、その他の県内地域：3.2%⇒4%)

(イ) 給料月額の1.3%加算措置を段階的に廃止する。

エ 通勤手当の見直し

支給限度額を15万円に引き上げる。

オ 単身赴任手当の見直し

採用に伴う転居の場合にも支給できるよう見直す。

カ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

住居手当及び特地勤務手当等を支給できるよう見直す。

○改正する条例

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
- ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例

2 その他の改正

その他法改正に伴う文言や引用条項の整理などを行う。

3 施行期日等

(1) 1(1)及び(2)について 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用

(2) 1(3)及び2について 令和7年4月1日



令和6年12月5日

広島県知事様  
( 人 事 課 )

広島県教育委員会  
( 総 務 課 )

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する  
意見について (回答)

令和6年12月3日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和6年12月3日

広島県教育委員会様

広島県知事  
(人事課)

令和6年広島県議会12月定例会に提出する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
  
- 2 議会への提出  
令和6年広島県議会12月定例会

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和〇年〇月〇日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>三十七万四五百円</u></p> <p>一 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>五万六千六百円</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百七・五</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の八十七・五</u>)</p> <p>ロ 在職期間が三箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十六</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の七十</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上三箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十四・五</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十二・</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>三十六万九千五百円</u></p> <p>一 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>五万千円</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の百五</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>百分の八十五</u>)</p> <p>ロ 在職期間が三箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の八十四</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の六十八</u>)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上三箇月十五日未満の場合 <u>百分の六十三</u>(特定幹部職員にあつては、<u>百分の五十一</u>)</p>

五)

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合  
百分の三十二・二五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十六・二五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百七・五 (特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十六 (特定幹部職員にあつては、百分の七十)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十四・五 (特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十二・二五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十六・二五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の四十八」と、「百分の七十」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の五十二・五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十八」と、「百分の二十六・二五」とあるのは「百分の十五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の四十八」と、「百分の七十」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の五十二・五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十八」と、「百分の二十六・二五」とあるのは「百分の十五」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合  
百分の三十一・五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十五・五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百五 (特定幹部職員にあつては、百分の八十

五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十四 (特定幹部職員にあつては、百分の六十八)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十三 (特定幹部職員にあつては、百分の五十一)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十一・五 (特定幹部職員にあつては、百分の二十五・五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・六二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・六二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百一・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	263,300	291,700	337,000	443,600	469,800	518,200
	2	186,600	264,300	293,300	338,900	447,600	473,800	522,200
	3	187,800	265,300	294,800	340,700	453,600	479,800	528,200
	4	188,900	266,300	296,300	342,500	461,600	487,800	536,200
	5	190,000	267,300	297,800	344,200			
	6	191,700	268,300	299,300	345,900			
	7	193,300	269,300	300,700	347,500			
	8	194,900	270,300	302,000	349,200			
	9	196,600	271,300	303,200	350,800			
	10	198,200	272,300	304,700	352,500			
	11	199,800	273,300	306,200	354,100			
	12	201,400	274,300	307,600	355,700			
	13	203,000	275,300	308,600	357,200			
	14	204,700	276,300	309,600	358,900			
	15	206,400	277,300	310,600	360,500			
	16	208,100	278,400	311,800	362,100			
	17	209,400	279,400	313,000	363,700			
	18	211,000	280,700	314,600	365,500			
	19	212,600	282,000	316,200	367,000			
	20	214,100	283,200	317,800	368,600			
	21	215,600	284,500	319,100	370,000			
	22	217,200	285,800	320,700	371,600			
	23	218,800	287,000	322,300	373,200			
	24	220,400	288,200	323,900	374,700			
	25	222,000	289,300	325,400	376,600			

	26	223,700	290,500	327,100	378,500		
	27	225,000	291,800	328,700	380,400		
	28	226,300	293,100	330,200	382,200		
	29	227,600	294,400	331,600	383,700		
	30	228,700	295,400	333,300	385,500		
	31	229,800	296,400	334,600	387,200		
	32	230,900	297,500	336,200	388,800		
	33	232,000	298,600	337,400	390,500		
	34	233,500	299,800	339,300	391,900		
	35	235,000	300,900	340,900	393,300		
	36	236,500	302,100	342,500	394,700		
	37	238,000	303,300	343,800	396,100		
	38	239,500	304,600	345,400	397,300		
	39	241,000	305,900	347,000	398,500		
	40	242,500	307,200	348,600	399,500		
	41	244,000	308,500	350,200	400,600		
	42	245,400	309,800	351,900	401,800		
	43	246,800	311,100	353,700	402,900		
	44	248,200	312,400	355,500	404,000		
	45	249,400	313,700	357,000	404,700		
	46	250,600	315,000	358,400	405,400		
	47	251,800	316,300	359,800	406,100		
	48	253,000	317,400	361,200	406,800		
	49	254,100	318,300	362,700	407,400		
	50	255,200	319,600	364,100	408,000		
	51	256,300	320,900	365,400	408,500		
	52	257,400	322,200	366,900	408,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	258,400	323,400	368,100	409,300		
	54	259,400	324,700	369,100	409,500		
	55	260,400	325,900	370,200	409,800		
	56	261,400	327,100	371,400	410,100		
	57	262,400	328,400	372,300	410,400		
	58	263,300	329,500	373,300	410,700		
	59	264,200	330,600	374,300	411,000		
	60	265,100	331,700	375,200	411,300		
	61	265,900	332,400	376,200	411,500		
	62	266,700	333,300	377,100	411,800		
	63	267,500	334,000	378,000	412,100		
	64	268,300	334,800	378,900	412,400		
	65	269,000	335,600	379,700	412,600		
66	269,800	336,000	380,400	412,900			
67	270,600	336,600	381,200	413,200			
68	271,300	337,300	382,000	413,500			
69	272,000	338,100	382,600	413,700			

70	272,800	338,800	383,300	414,000
71	273,600	339,500	384,000	414,300
72	274,300	340,100	384,700	414,500
73	275,000	340,600	385,200	414,700
74	275,800	341,200	385,900	415,000
75	276,600	341,700	386,500	415,300
76	277,300	342,300	387,100	415,500
77	278,000	342,600	387,500	415,700
78	278,700	343,100	388,100	416,000
79	279,400	343,500	388,700	416,300
80	280,100	343,900	389,300	416,500
81	280,800	344,300	389,700	416,700
82	281,500	344,800	390,200	417,000
83	282,200	345,300	390,700	417,300
84	282,900	345,800	391,300	417,500
85	283,500	346,100	391,600	417,700
86	284,200	346,500	392,000	
87	284,800	346,900	392,300	
88	285,500	347,300	392,700	
89	286,100	347,600	393,000	
90	286,800	348,000	393,300	
91	287,400	348,400	393,600	
92	288,100	348,800	393,900	
93	288,700	349,000	394,100	
94		349,400	394,400	
95		349,800	394,700	
96		350,200	394,900	
97		350,400	395,100	
98		350,800	395,300	
99		351,200	395,500	
100		351,500	395,700	
101		351,800	395,900	
102		352,200	396,100	
103		352,600	396,300	
104		353,000	396,500	
105		353,500	396,700	
106		353,900		
107		354,300		
108		354,700		
109		355,200		
110		355,600		
111		355,900		
112		356,200		
113		356,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,600	234,600	257,500	292,400	322,000	344,400	366,800	395,500	432,500
	2	216,000	236,800	259,500	293,700	323,700	346,100	368,500	397,300	434,300
	3	218,400	239,000	261,700	295,000	325,400	347,700	370,200	399,000	436,200
	4	220,800	241,200	263,900	296,200	327,100	349,300	371,900	400,700	438,100
	5	223,300	243,400	266,000	297,400	328,600	350,900	373,600	402,300	439,500
	6	225,600	245,400	267,300	298,400	330,000	352,000	375,200	403,800	441,100
	7	228,000	247,400	268,600	299,400	331,300	353,100	376,800	405,300	442,700
	8	230,200	249,200	269,900	300,300	332,600	354,200	378,400	406,800	444,100
	9	232,400	251,000	271,200	300,900	333,900	355,300	379,900	408,200	445,500
	10	234,500	252,700	272,500	301,600	335,400	357,000	381,500	409,800	447,200
	11	236,600	254,400	273,800	302,300	336,900	358,700	383,100	411,400	448,800
	12	238,600	255,800	275,100	303,000	338,400	360,300	384,600	412,900	450,200
	13	240,600	257,200	276,400	303,700	339,900	361,900	386,100	414,400	451,100
	14	242,600	259,000	277,600	304,400	341,300	363,600	387,800	416,500	452,700
	15	244,600	260,400	278,700	305,100	342,600	365,200	389,500	418,500	454,500
	16	246,200	261,900	280,200	305,700	343,900	366,800	391,200	420,600	456,300
	17	247,800	263,400	281,500	306,400	345,200	368,400	392,700	422,300	457,800
	18	249,300	264,600	282,800	307,200	346,800	370,000	394,300	423,900	459,600
	19	250,800	265,800	284,100	307,900	348,400	371,600	395,900	425,500	461,400
	20	252,300	266,900	285,300	308,700	350,000	373,200	397,500	427,000	463,100
	21	253,800	268,200	286,500	309,400	351,500	374,800	399,100	428,500	464,700
	22	255,400	269,400	287,100	310,200	353,100	376,400	400,700	430,100	466,400
	23	256,900	270,700	287,700	311,200	354,700	378,000	402,300	431,500	468,000
	24	258,400	272,000	288,300	312,100	356,200	379,600	403,900	432,900	469,800
	25	259,900	273,400	288,800	313,000	357,700	381,200	405,400	434,000	471,300
	26	261,100	274,800	289,400	314,300	359,300	382,800	407,400	435,400	472,700
	27	262,300	276,100	290,000	315,600	360,900	384,400	409,400	436,900	474,200
	28	263,500	277,400	290,500	316,900	362,400	386,000	411,400	438,400	475,500
	29	264,700	278,400	291,000	318,200	363,900	387,600	412,900	439,700	476,700
	30	266,000	279,700	291,600	319,700	365,500	389,200	414,600	441,400	477,400



	31	267,300	281,000	292,100	321,000	367,100	390,900	416,200	443,000	478,100
	32	268,600	282,200	292,600	322,100	368,700	392,600	417,900	444,600	478,700
	33	269,900	283,400	293,100	323,100	370,100	394,300	419,500	446,000	479,200
	34	271,400	284,000	293,700	324,300	371,800	396,300	421,000	447,700	479,900
	35	272,700	284,600	294,200	325,500	373,500	398,200	422,500	449,400	480,500
	36	274,100	285,200	294,700	326,600	375,100	400,100	423,900	451,000	481,100
	37	275,100	285,700	295,200	327,700	376,700	401,800	425,100	452,400	481,400
	38	276,400	286,300	295,800	328,900	378,300	403,200	426,600	453,100	482,000
	39	277,700	286,900	296,400	330,100	379,900	404,400	428,100	453,800	482,500
	40	278,900	287,500	297,000	331,200	381,600	405,700	429,500	454,500	483,000
	41	280,100	288,000	297,700	332,300	383,300	406,700	431,000	454,900	483,500
	42	280,700	288,600	298,400	333,500	385,300	407,800	432,300	455,400	483,900
	43	281,300	289,200	299,100	334,700	387,300	408,800	433,500	456,000	484,300
	44	281,900	289,700	299,800	335,900	389,300	409,800	434,700	456,600	484,700
	45	282,300	290,200	300,400	337,100	391,000	410,900	435,700	457,200	485,000
	46	282,900	290,700	301,300	338,300	392,700	412,100	436,400	457,900	
	47	283,400	291,200	302,100	339,500	394,200	413,200	437,200	458,400	
	48	283,900	291,700	302,900	340,700	395,700	414,300	437,900	458,900	
	49	284,400	292,300	303,700	341,900	396,900	415,500	438,400	459,400	
	50	285,000	292,800	304,800	343,200	397,900	416,300	438,800	459,700	
	51	285,500	293,400	305,900	344,400	398,900	417,100	439,200	460,000	
	52	286,000	294,000	306,900	345,600	399,900	417,700	439,500	460,400	
	53	286,500	294,600	307,900	346,800	401,000	418,200	439,800	460,800	
	54	287,100	295,300	309,000	348,200	402,100	418,900	440,100	461,000	
	55	287,600	296,000	310,000	349,500	403,200	419,600	440,400	461,300	
	56	288,100	296,700	311,100	350,800	404,300	420,200	440,700	461,500	
	57	288,600	297,300	312,100	351,700	405,600	420,900	440,900	461,900	
	58	289,100	298,200	313,200	353,000	406,400	421,300	441,200	462,100	
	59	289,600	299,000	314,300	354,200	407,200	421,900	441,500	462,300	
	60	290,100	299,800	315,400	355,400	407,800	422,500	441,800	462,500	
	61	290,600	300,600	316,400	356,600	408,300	422,900	442,100	462,900	
	62	291,100	301,500	317,500	358,000	409,000	423,300	442,400		
	63	291,600	302,400	318,600	359,400	409,700	423,800	442,700		
	64	292,100	303,300	319,700	360,800	410,400	424,300	443,000		
	65	292,600	304,100	320,700	362,100	410,700	424,800	443,200		
	66	293,100	305,000	321,800	363,600	411,400	425,400	443,500		
	67	293,600	305,800	322,900	365,100	412,100	425,800	443,800		
	68	294,100	306,600	324,000	366,500	412,600	426,200	444,100		
	69	294,600	307,500	325,000	367,700	413,000	426,600	444,300		
	70	295,100	308,400	326,200	369,100	413,400	426,900	444,600		
	71	295,600	309,300	327,400	370,400	413,900	427,200	444,900		
	72	296,100	310,200	328,600	371,800	414,400	427,500	445,100		
	73	296,600	311,000	329,300	372,900	414,900	427,800	445,300		
	74	297,200	311,900	330,600	374,100	415,300	428,100	445,600		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

75	297,800	312,800	331,900	375,300	415,800	428,400	445,900
76	298,300	313,600	333,200	376,500	416,300	428,600	446,200
77	298,800	314,300	334,500	377,800	416,800	428,800	446,400
78	299,400	315,200	335,900	379,000	417,300	429,100	446,700
79	300,000	316,100	337,300	380,200	417,900	429,400	447,000
80	300,600	317,100	338,700	381,300	418,400	429,600	447,300
81	301,200	318,000	340,000	382,400	418,800	429,800	447,500
82	301,900	319,100	341,600	383,600	419,400	430,100	447,800
83	302,600	320,100	343,100	384,700	419,900	430,400	448,100
84	303,200	321,100	344,600	385,900	420,100	430,600	448,400
85	303,800	322,000	346,000	387,000	420,400	430,800	448,600
86	304,500	323,000	347,500	387,600	420,900	431,100	
87	305,200	324,000	349,000	388,100	421,200	431,400	
88	305,900	325,000	350,400	388,600	421,500	431,600	
89	306,600	326,000	351,700	389,200	421,800	431,800	
90	307,400	327,300	352,900	389,800	422,200	432,100	
91	308,200	328,500	354,100	390,400	422,600	432,400	
92	308,900	329,700	355,400	391,000	423,000	432,600	
93	309,400	330,900	356,700	391,300	423,300	432,800	
94	310,300	332,200	358,200	391,800			
95	311,200	333,400	359,700	392,300			
96	312,000	334,600	361,100	392,800			
97	312,800	335,800	362,400	393,200			
98	313,800	337,100	363,600	393,600			
99	314,700	338,300	364,700	394,100			
100	315,600	339,500	365,900	394,600			
101	316,500	340,900	367,000	395,000			
102	317,500	341,800	368,100	395,500			
103	318,500	342,800	369,200	396,000			
104	319,400	343,900	370,300	396,500			
105	320,200	345,000	371,500	396,800			
106	320,800	346,100	372,000	397,200			
107	321,400	347,100	372,600	397,700			
108	322,000	348,100	373,200	398,000			
109	322,500	349,300	373,800	398,300			
110	323,000	350,300	374,300	398,800			
111	323,400	351,300	374,700	399,300			
112	323,900	352,200	375,200	399,800			
113	324,700	353,100	375,600	400,100			
114	325,400	354,000	376,000	400,600			
115	326,100	355,000	376,500	401,100			
116	326,700	356,000	377,000	401,600			
117	327,300	357,000	377,400	401,900			
118	328,000	357,400	377,900	402,400			

	119	328,700	358,000	378,500	402,900					
	120	329,500	358,600	379,000	403,400					
	121	330,100	358,900	379,200	403,800					
	122	330,400	359,300	379,700	404,300					
	123	330,900	359,700	380,200	404,700					
	124	331,400	360,100	380,600	405,200					
	125	331,700	360,500	381,100	405,600					
	126		360,900	381,600						
	127		361,300	382,100						
	128		361,700	382,600						
	129		362,100	382,900						
	130		362,500	383,400						
	131		362,900	383,900						
	132		363,300	384,400						
	133		363,500	384,700						
	134		364,000	385,200						
	135		364,400	385,600						
	136		364,700	386,000						
	137		365,000	386,300						
	138		365,400	386,800						
	139		365,900	387,300						
	140		366,400	387,800						
	141		366,700	388,100						
	142		367,200							
	143		367,700							
	144		368,200							
	145		368,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		248,200	260,000	264,200	295,800	312,600	326,900	350,600	386,200	418,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

1	201,900	248,300	300,200	356,600	425,900
2	204,200	249,800	302,000	358,000	427,700
3	206,500	251,200	303,800	359,400	429,500
4	208,700	252,600	305,600	360,800	431,100
5	211,000	254,000	307,400	362,200	432,600
6	213,200	255,200	309,200	363,500	434,100
7	215,400	256,400	311,000	364,800	435,900
8	217,600	257,600	312,700	366,100	437,700
9	219,800	259,000	314,400	367,300	439,400
10	222,000	260,200	316,200	368,800	441,200
11	224,200	261,500	318,000	370,300	443,100
12	226,400	262,800	319,800	371,700	444,900
13	228,600	264,100	321,700	373,000	446,600
14	230,700	266,000	323,500	374,500	448,500
15	232,800	267,800	325,300	376,000	450,300
16	234,900	269,600	327,000	377,400	452,200
17	237,000	271,300	328,600	378,800	453,900
18	238,800	273,500	330,500	380,300	455,700
19	240,500	275,700	332,400	381,700	457,500
20	242,200	277,900	334,300	383,100	459,300
21	243,900	280,100	336,100	384,500	460,900
22	245,200	282,300	338,100	386,000	462,600
23	246,500	284,500	339,900	387,500	464,500
24	247,800	286,600	341,700	388,900	466,200
25	249,000	288,600	343,400	390,200	467,900
26	250,200	290,500	345,100	391,700	469,500
27	251,400	292,400	346,700	393,200	471,000
28	252,600	294,200	348,300	394,700	472,500
29	253,700	296,000	349,900	396,100	474,000
30	254,900	297,900	351,200	397,600	475,300
31	256,100	299,700	352,400	399,100	476,600
32	257,300	301,400	353,600	400,600	477,900
33	258,400	303,100	354,900	402,000	479,100
34	259,700	304,900	356,500	403,600	479,800
35	261,000	306,600	358,100	405,200	480,500
36	262,300	308,200	359,600	406,700	481,200
37	263,700	309,800	361,100	407,900	481,800
38	265,100	311,500	362,700	409,300	
39	266,400	313,300	364,300	410,700	
40	267,700	315,000	365,800	412,000	
41	269,000	316,300	367,300	413,600	
42	270,000	318,200	368,900	415,000	
43	271,000	320,000	370,500	416,300	
44	271,900	321,700	372,000	417,700	
45	272,600	323,400	373,500	419,100	
46	273,400	325,300	375,100	420,400	

	47	274,200	327,000	376,700	421,900
	48	275,000	328,700	378,200	423,400
	49	275,800	330,400	379,700	425,000
	50	276,600	332,200	381,200	426,400
	51	277,300	334,000	382,700	428,000
	52	278,100	335,700	384,100	429,500
	53	278,900	337,400	385,500	431,200
	54	279,700	338,700	387,000	432,700
	55	280,500	340,000	388,400	434,300
	56	281,300	341,300	389,800	435,900
	57	282,000	342,800	391,300	437,400
	58	282,600	344,400	392,900	438,900
	59	283,400	345,900	394,500	440,100
	60	284,300	347,500	395,900	441,300
	61	285,100	349,000	397,100	442,500
	62	285,700	350,600	398,500	443,800
	63	286,500	352,200	399,900	445,000
	64	287,200	353,700	401,200	446,200
	65	288,200	355,200	402,400	447,300
	66	289,000	356,800	403,600	448,500
	67	289,800	358,400	404,900	449,700
	68	290,500	359,900	406,200	450,900
	69	291,200	361,400	407,500	452,100
	70	292,000	363,000	408,800	453,300
	71	292,800	364,600	410,200	454,500
	72	293,500	366,100	411,400	455,700
	73	294,200	367,600	412,600	456,800
	74	294,900	369,200	414,000	457,400
	75	295,600	370,800	415,400	457,900
	76	296,200	372,300	416,700	458,400
	77	296,800	373,800	417,900	458,900
	78	297,500	375,200	419,100	
	79	298,200	376,600	420,400	
	80	298,800	377,900	421,800	
	81	299,400	379,200	423,100	
	82	300,100	380,600	424,300	
	83	300,800	382,000	425,300	
	84	301,500	383,300	426,500	
	85	302,200	384,400	427,700	
	86	303,000	385,800	428,800	
	87	303,700	387,100	430,000	
	88	304,400	388,400	431,000	
	89	305,100	389,600	432,100	
	90	306,000	390,900	433,100	
	91	306,800	392,000	434,100	
	92	307,600	393,200	435,100	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

93	308,100	394,400	436,000
94	308,900	395,500	436,800
95	309,700	396,700	437,600
96	310,500	397,900	438,400
97	311,200	399,300	439,100
98	312,000	400,300	439,500
99	312,800	401,300	439,900
100	313,500	402,300	440,300
101	314,300	403,200	440,700
102	315,200	404,200	441,000
103	316,100	405,300	441,300
104	316,900	406,400	441,500
105	317,500	407,100	441,800
106	318,300	408,000	442,100
107	319,100	408,900	442,400
108	319,900	409,800	442,600
109	320,600	410,600	442,800
110	321,000	411,400	443,100
111	321,400	412,200	443,400
112	321,900	413,000	443,600
113	322,400	413,600	443,800
114	322,800	414,300	444,100
115	323,300	415,000	444,400
116	323,700	415,700	444,600
117	324,200	416,300	444,800
118	324,700	416,800	
119	325,100	417,200	
120	325,600	417,500	
121	326,100	417,800	
122	326,500	418,100	
123	327,000	418,400	
124	327,500	418,600	
125	328,100	418,800	
126	328,400	419,100	
127	328,700	419,400	
128	329,000	419,600	
129	329,200	419,800	
130	329,500	420,100	
131	329,800	420,400	
132	330,000	420,600	
133	330,200	420,800	
134	330,400	421,100	
135	330,600	421,400	
136	330,900	421,600	
137	331,200	421,800	
138	331,400	422,100	

	139	331,700	422,400			
	140	332,000	422,600			
	141	332,200	422,800			
	142	332,400	423,100			
	143	332,700	423,400			
	144	332,900	423,600			
	145	333,200	423,800			
	146	333,400				
	147	333,700				
	148	334,000				
	149	334,200				
	150	334,400				
	151	334,700				
	152	335,000				
	153	335,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600
	2	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100
	3	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600
	4	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000
	5	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300
	6	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700
	7	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100
	8	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500
	9	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900
	10	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300
	11	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700
	12	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000
	13	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300
	14	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700

15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100
25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
38	264,300	290,500	361,700	382,600	
39	265,500	292,400	363,100	383,800	
40	266,700	294,200	364,400	384,900	
41	267,900	296,000	365,700	386,000	
42	269,000	297,900	367,100	387,200	
43	270,100	299,700	368,400	388,400	
44	271,200	301,400	369,700	389,500	
45	272,200	303,100	371,000	390,600	
46	273,000	304,900	372,200	391,800	
47	273,800	306,600	373,400	393,000	
48	274,600	308,200	374,600	394,200	
49	275,300	309,800	375,800	395,400	
50	276,100	311,500	377,000	396,700	
51	276,800	313,300	378,200	397,900	
52	277,500	315,000	379,400	399,100	
53	278,300	316,300	380,500	400,300	
54	279,100	318,200	381,700	401,600	
55	279,900	320,000	382,900	402,600	
56	280,600	321,700	384,100	403,700	
57	281,300	323,400	385,200	404,900	
58	282,100	325,300	386,500	406,100	
59	282,900	327,000	387,800	407,300	
60	283,600	328,700	389,000	408,500	



	61	284,200	330,400	389,900	409,600
	62	284,900	332,200	391,100	410,600
	63	285,600	334,000	392,100	411,900
	64	286,200	335,700	393,200	413,100
	65	286,900	337,400	394,000	414,300
	66	287,600	338,700	395,100	415,400
	67	288,300	340,000	396,100	416,500
	68	289,000	341,300	397,100	417,600
	69	289,700	342,800	398,200	418,600
	70	290,500	344,300	399,200	419,800
	71	291,200	345,800	400,300	421,000
	72	291,900	347,300	401,400	422,200
	73	292,400	348,700	402,400	422,800
	74	293,100	350,200	403,500	423,600
	75	293,800	351,700	404,600	424,300
	76	294,400	353,200	405,600	424,800
	77	295,000	354,600	406,500	425,100
	78	295,700	356,100	407,400	425,400
	79	296,300	357,600	408,400	425,800
	80	296,900	359,100	409,400	426,200
	81	297,500	360,500	410,200	426,500
	82	298,100	361,800	411,000	426,900
	83	298,700	363,100	411,700	427,200
	84	299,300	364,300	412,500	427,500
	85	299,800	365,500	413,200	427,800
	86	300,300	366,700	413,800	428,200
	87	300,800	367,900	414,500	428,500
	88	301,300	369,000	415,200	428,800
	89	301,700	370,100	415,800	429,100
	90	302,300	371,200	416,500	429,400
	91	302,800	372,300	417,000	429,700
	92	303,300	373,400	417,600	429,900
	93	303,600	374,500	418,000	430,100
	94	304,100	375,700	418,400	
	95	304,600	376,800	418,700	
	96	305,000	377,900	419,000	
	97	305,400	378,900	419,200	
	98	305,900	379,900	419,500	
	99	306,400	380,800	419,800	
	100	306,800	381,700	420,000	
	101	307,200	382,500	420,200	
	102	307,600	383,500	420,500	
	103	308,000	384,400	420,800	
	104	308,300	385,300	421,000	
	105	308,500	386,100	421,200	
	106	308,800	387,000	421,500	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

107	309, 100	387, 900	421, 800
108	309, 300	388, 800	422, 000
109	309, 500	389, 600	422, 200
110	309, 700	390, 600	422, 500
111	310, 000	391, 500	422, 800
112	310, 300	392, 400	423, 000
113	310, 500	393, 000	423, 200
114	310, 700	393, 900	423, 500
115	310, 900	394, 800	423, 800
116	311, 200	395, 700	424, 000
117	311, 500	396, 500	424, 200
118	311, 700	397, 200	
119	312, 000	398, 000	
120	312, 300	398, 800	
121	312, 500	399, 400	
122	312, 700	400, 100	
123	312, 900	400, 800	
124	313, 200	401, 400	
125	313, 500	402, 000	
126		402, 700	
127		403, 200	
128		403, 800	
129		404, 400	
130		405, 000	
131		405, 500	
132		406, 000	
133		406, 300	
134		406, 600	
135		406, 900	
136		407, 200	
137		407, 500	
138		407, 800	
139		408, 100	
140		408, 400	
141		408, 700	
142		409, 000	
143		409, 300	
144		409, 600	
145		409, 800	
146		410, 100	
147		410, 400	
148		410, 600	
149		410, 800	
150		411, 100	
151		411, 400	
152		411, 600	

	153		411,800			
	154		412,100			
	155		412,400			
	156		412,600			
	157		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額  
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第4条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,900	235,900	313,600	357,400	401,900
	2	187,000	240,200	315,500	358,800	404,500
	3	188,200	242,900	317,400	360,200	407,100
	4	189,300	245,600	319,300	361,500	409,600
	5	190,400	248,200	321,100	362,700	411,700
	6	192,500	249,800	322,900	363,900	414,100
	7	194,600	251,300	324,700	365,100	416,500
	8	196,700	252,800	326,400	366,200	418,800
	9	198,900	254,300	328,100	367,300	421,100
	10	200,800	256,400	330,100	368,700	423,500
	11	202,800	258,500	332,100	370,000	425,900
	12	204,800	260,500	334,100	371,300	428,200
	13	206,800	262,500	335,900	372,600	430,500
	14	208,700	264,800	337,900	374,000	433,200
	15	210,600	267,100	339,800	375,400	435,900
	16	212,400	269,300	341,700	376,700	438,600
	17	214,100	271,500	343,500	378,000	441,100
	18	215,900	273,900	345,100	379,400	443,600
	19	217,700	276,300	346,700	380,800	446,100
	20	219,500	278,700	348,300	382,200	448,500
	21	221,300	281,000	349,900	383,600	450,900
	22	223,100	283,100	350,900	385,000	453,500
	23	224,800	285,200	351,900	386,400	456,100
	24	226,500	287,200	352,900	387,800	458,400

	25	228,200	289,200	354,000	389,200	460,600
	26	230,300	291,100	355,300	390,700	462,900
	27	232,200	293,000	356,500	392,100	465,400
	28	234,100	294,900	357,700	393,500	467,800
	29	236,000	296,800	358,900	394,900	470,300
	30	237,100	298,300	360,000	396,400	472,800
	31	238,200	299,800	361,100	397,900	475,300
	32	239,300	301,300	362,200	399,400	477,700
	33	240,700	302,800	363,300	400,900	480,000
	34	242,200	304,300	364,300	402,500	482,400
	35	243,700	305,800	365,300	404,100	484,800
	36	245,200	307,200	366,300	405,800	487,300
	37	246,700	308,600	367,200	407,000	489,700
	38	248,300	309,500	368,100	408,400	492,200
	39	249,900	310,400	368,900	409,800	494,600
	40	251,500	311,300	369,700	411,100	497,100
	41	253,100	312,100	370,400	412,400	499,400
	42	254,600	312,600	371,200	413,700	501,600
	43	256,100	313,100	372,000	415,200	503,800
	44	257,600	313,600	372,800	416,700	506,000
	45	259,100	314,100	373,600	417,900	507,600
	46	260,400	314,600	374,400	419,100	509,100
	47	261,600	315,100	375,200	420,700	510,700
	48	262,800	315,600	376,000	422,200	512,200
	49	264,000	316,000	376,800	423,500	513,900
	50	265,100	316,500	378,100	424,900	515,300
	51	266,200	317,000	379,400	426,300	516,700
	52	267,300	317,500	380,600	427,700	518,200
	53	268,400	317,900	381,300	429,100	519,300
	54	269,500	318,400	382,300	430,500	520,500
	55	270,500	318,800	383,100	431,900	521,700
	56	271,500	319,200	383,800	433,300	522,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	272,500	319,600	384,500	434,400	523,800
	58	273,200	320,000	385,200	435,700	524,800
	59	273,800	320,400	385,900	437,100	525,800
	60	274,400	320,800	386,600	438,400	526,800
	61	275,000	321,200	387,200	439,200	527,900
	62	275,600	321,800	387,900	440,000	528,800
	63	276,200	322,400	388,700	440,900	529,500
	64	276,800	323,000	389,500	441,800	530,200
	65	277,400	323,500	390,100	442,600	531,000
	66	278,000	324,100	390,900	443,400	531,800
	67	278,600	324,700	391,600	444,000	532,600
	68	279,200	325,300	392,300	444,800	533,400
	69	279,800	325,800	392,900	445,200	534,100
	70	280,500	326,400	393,600	445,800	534,900

71	281,200	327,000	394,300	446,300	535,700
72	281,900	327,600	395,000	446,800	536,500
73	282,500	328,100	395,700	447,300	537,200
74	283,200	328,800	396,300		
75	283,900	329,500	396,900		
76	284,600	330,200	397,600		
77	285,200	330,900	398,300		
78	285,900	331,600	398,800		
79	286,600	332,300	399,400		
80	287,200	333,000	400,000		
81	287,800	333,700	400,500		
82	288,500	334,500	401,100		
83	289,200	335,200	401,700		
84	289,800	335,800	402,200		
85	290,400	336,300	402,700		
86	291,100	336,800	403,200		
87	291,800	337,200	403,700		
88	292,400	337,600	404,400		
89	293,000	337,900	404,800		
90	293,700	338,400			
91	294,400	338,800			
92	295,000	339,200			
93	295,600	339,500			
94	296,300	339,900			
95	296,900	340,300			
96	297,500	340,700			
97	297,800	341,200			
98	298,400	341,700			
99	299,000	342,200			
100	299,500	342,700			
101	300,000	343,200			
102	300,400	343,700			
103	300,800	344,200			
104	301,200	344,700			
105	301,600	345,100			
106	302,100	345,500			
107	302,600	346,000			
108	302,900	346,400			
109	303,100	346,900			
110	303,500	347,300			
111	303,800	347,700			
112	304,000	348,100			
113	304,300	348,600			
114	304,600	349,000			
115	304,900	349,400			
116	305,200	349,800			

	117	305,500	350,300			
	118	305,800	350,700			
	119	306,000	351,100			
	120	306,300	351,500			
	121	306,600	351,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,400	372,000	428,700	486,400
	2	295,700	374,600	430,700	488,200
	3	298,000	377,100	432,700	490,000
	4	300,200	379,600	434,600	491,800
	5	302,300	382,100	436,500	493,600
	6	305,800	384,800	438,100	495,300
	7	309,300	387,500	439,700	497,000
	8	312,700	390,100	441,300	498,700
	9	316,100	392,200	442,900	500,400
	10	319,600	394,700	444,700	502,500
	11	323,000	397,200	446,500	504,600
	12	326,400	399,700	448,300	506,700
	13	329,800	402,300	450,100	508,700
	14	333,300	405,000	451,900	510,600
	15	336,700	407,600	453,700	512,700
	16	340,100	410,100	455,500	514,700
	17	343,500	412,500	457,100	516,600
	18	346,600	414,700	459,100	518,600
	19	349,700	416,800	461,000	520,600
	20	352,800	418,900	462,900	522,400
	21	356,000	421,000	464,300	524,200
	22	359,100	422,500	466,100	526,000
	23	362,200	424,000	467,900	527,800
	24	365,200	425,500	469,700	529,600

	25	368,200	426,900	471,500	531,200
	26	370,500	428,400	473,300	533,000
	27	372,800	429,900	475,100	534,800
	28	375,000	431,300	476,900	536,600
	29	376,900	432,700	478,700	538,200
	30	378,600	434,200	480,500	540,000
	31	380,300	435,700	482,300	541,800
	32	382,100	437,100	484,100	543,500
	33	383,900	438,500	485,900	545,100
	34	385,700	440,000	487,800	546,900
	35	387,300	441,500	489,700	548,600
	36	388,700	442,900	491,600	550,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	390,100	444,300	493,500	551,800
	38	391,600	445,700	495,200	553,400
	39	393,100	447,100	497,000	554,800
	40	394,600	448,500	498,800	556,400
	41	396,100	449,900	500,400	557,900
	42	396,800	451,300	502,200	559,300
	43	397,400	452,700	504,000	560,700
	44	398,100	454,100	505,600	562,000
	45	399,000	455,500	507,000	563,200
	46	399,600	456,900	508,700	564,200
	47	400,200	458,300	510,500	565,200
	48	400,800	459,700	512,200	566,200
	49	401,400	461,100	513,700	567,200
	50	401,900	462,800	515,000	568,100
51	402,400	464,400	516,300	569,000	
52	402,900	466,000	517,600	569,900	
53	403,400	467,600	518,600	570,700	
54	403,800	468,800	519,900	571,600	
55	404,200	470,000	521,200	572,500	
56	404,600	471,100	522,500	573,400	
57	405,000	472,100	523,500	574,300	
58	405,400	473,100	524,300	575,200	
59	405,800	474,000	525,100	576,100	
60	406,200	474,800	525,900	576,800	
61	406,600	475,500	526,800	577,700	
62	407,000	476,200	527,600	578,600	
63	407,400	476,900	528,400	579,500	
64	407,800	477,500	529,100	580,400	
65	408,100	478,200	529,900	581,300	
66		478,900	530,700		
67		479,500	531,400		
68		480,100	532,300		
69		480,400	533,200		
70		481,000	534,000		

	71		481,700	534,900	
	72		482,400	535,800	
	73		482,800	536,600	
	74		483,400	537,500	
	75		484,100	538,400	
	76		484,800	539,100	
	77		485,200	539,900	
	78		485,800	540,800	
	79		486,400	541,700	
	80		486,900	542,600	
	81		487,400	543,400	
	82		487,900	544,300	
	83		488,400	545,200	
	84		488,900	546,100	
	85		489,300	546,900	
	86		489,800	547,800	
	87		490,200	548,700	
	88		490,700	549,600	
	89		491,200	550,400	
	90		491,800		
	91		492,400		
	92		492,800		
	93		493,300		
	94		493,900		
	95		494,500		
	96		495,000		
	97		495,500		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		303,700	346,400	401,500	475,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,600	260,500	307,900	343,100	381,500
	2	192,700	261,700	309,400	344,800	383,800
	3	194,800	262,800	310,900	346,500	386,100
	4	196,900	263,900	312,400	348,100	388,400
	5	198,900	265,000	313,900	349,700	390,700



6	200,900	265,800	315,200	351,400	393,300
7	202,900	266,600	316,600	353,000	395,900
8	204,700	267,400	318,000	354,600	398,500
9	206,500	268,200	318,900	356,200	400,600
10	208,400	269,000	320,300	357,900	402,800
11	210,300	269,800	321,700	359,600	405,000
12	212,400	270,600	323,100	361,200	407,200
13	214,100	271,400	324,400	362,700	409,200
14	216,100	272,200	326,000	364,400	411,200
15	218,300	273,000	327,500	366,000	413,200
16	220,400	273,800	329,000	367,600	415,200
17	222,500	274,600	330,400	369,200	417,000
18	223,600	275,400	332,000	370,800	418,900
19	224,700	276,200	333,500	372,400	420,800
20	225,800	277,000	334,900	374,000	422,600
21	226,900	277,800	336,400	375,600	424,400
22	228,800	278,600	338,000	377,600	426,000
23	230,700	279,400	339,200	379,600	427,600
24	232,800	280,200	340,700	381,600	429,100
25	234,500	280,900	342,200	383,000	430,600
26	235,600	281,800	343,800	384,700	431,900
27	236,600	282,900	345,200	386,400	433,200
28	237,600	284,000	346,700	388,100	434,500
29	238,700	285,200	347,900	389,800	435,800
30	239,900	286,500	349,400	391,300	437,000
31	241,200	287,900	350,900	392,800	438,200
32	242,500	289,200	352,400	394,300	439,300
33	243,800	290,800	353,600	395,600	440,500
34	245,100	292,500	355,100	396,900	441,600
35	246,400	294,100	356,600	398,200	442,800
36	247,600	295,700	358,000	399,300	444,000
37	248,800	297,400	359,400	400,400	445,100
38	250,000	298,600	361,000	401,500	445,900
39	251,200	299,800	362,500	402,600	446,300
40	252,400	301,000	364,000	403,700	447,000
41	253,500	302,200	365,200	404,500	447,500
42	254,400	303,400	366,200	405,300	447,900
43	255,200	304,600	367,300	406,100	448,300
44	256,000	305,800	368,300	406,900	448,700
45	256,800	307,000	369,200	407,300	449,100
46	257,600	308,200	369,900	407,900	449,500
47	258,400	309,300	370,800	408,400	449,900
48	259,200	310,500	371,800	408,800	450,200
49	260,000	311,800	372,700	409,200	450,500

	50	260,800	313,000	373,600	409,400	450,900
	51	261,600	314,200	374,500	409,700	451,200
	52	262,400	315,400	375,400	410,000	451,500
	53	263,200	316,600	376,100	410,300	451,800
	54	264,000	317,700	376,800	410,600	
	55	264,700	318,900	377,600	410,900	
	56	265,500	320,100	378,400	411,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	266,400	321,300	378,800	411,400	
	58	267,200	322,600	379,400	411,700	
	59	268,000	323,900	380,100	412,000	
	60	268,800	325,100	380,800	412,300	
	61	269,600	326,000	381,100	412,500	
	62	270,400	327,200	381,700	412,800	
	63	271,200	328,400	382,300	413,100	
	64	272,000	329,600	382,700	413,400	
	65	272,700	330,700	383,000	413,600	
	66	273,500	331,700	383,300		
	67	274,300	332,700	383,800		
	68	275,100	333,600	384,300		
	69	275,800	334,500	384,600		
	70	276,600	335,500	385,000		
	71	277,300	336,500	385,400		
	72	278,000	337,400	385,800		
	73	278,700	337,900	386,300		
	74	279,400	338,800	386,700		
75	280,100	339,500	387,200			
76	280,800	340,400	387,700			
77	281,500	341,100	388,100			
78	282,200	341,400	388,600			
79	282,900	341,900	389,100			
80	283,500	342,500	389,600			
81	284,100	343,100	389,900			
82	284,800	343,800	390,400			
83	285,500	344,500	390,700			
84	286,100	345,100	391,100			
85	286,700	345,800	391,500			
86	287,400	346,300	392,000			
87	288,100	346,900	392,400			
88	288,700	347,500	392,800			
89	289,300	347,800	393,100			
90	290,000	348,400	393,600			
91	290,700	348,900	393,900			
92	291,300	349,400	394,300			
93	291,900	349,900	394,600			

	94	292,400	350,400	395,100		
	95	292,800	350,900	395,400		
	96	293,200	351,300	395,800		
	97	293,600	351,600	396,100		
	98	293,900	351,900			
	99	294,200	352,100			
	100	294,500	352,400			
	101	294,800	352,900			
	102	295,100	353,200			
	103	295,400	353,500			
	104	295,700	353,800			
	105	295,900	354,200			
	106	296,100	354,500			
	107	296,300	354,800			
	108	296,500	355,100			
	109	296,900	355,500			
	110	297,100	355,800			
	111	297,300	356,100			
	112	297,500	356,400			
	113	297,900	356,700			
	114	298,100	357,100			
	115	298,300	357,500			
	116	298,600	357,900			
	117	298,900	358,400			
	118	299,100	358,800			
	119	299,300	359,200			
	120	299,600	359,600			
	121	299,900	360,100			
	122	300,100				
	123	300,300				
	124	300,600				
	125	300,900				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,600	263,700	286,700	330,400	373,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

#### ハ 医療職給料表(三)

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,700	279,600	314,700	344,200	383,000
	2	211,600	280,700	315,900	345,900	385,600
	3	213,400	281,800	317,100	347,600	388,300
	4	215,100	282,800	318,200	349,300	390,900
	5	216,800	283,800	319,300	351,000	393,100
	6	218,700	284,300	320,300	352,700	395,300
	7	220,500	284,800	321,400	354,400	397,600
	8	222,200	285,300	322,500	356,000	399,900
	9	224,000	285,800	323,200	357,500	401,800
	10	225,900	286,300	324,200	359,200	403,900
	11	227,800	286,800	325,200	360,900	406,100
	12	229,800	287,300	326,200	362,600	408,300
	13	232,000	287,800	327,100	364,000	410,200
	14	234,300	288,300	328,300	365,700	412,200
	15	236,600	288,800	329,500	367,400	414,300
	16	238,900	289,300	330,700	369,100	416,300
	17	242,600	289,600	331,700	370,900	418,300
	18	244,800	290,300	332,900	372,900	420,500
	19	247,000	290,900	334,000	374,900	422,700
	20	249,200	291,500	335,000	376,900	424,800
	21	251,400	291,800	336,100	378,600	426,700
	22	252,400	292,500	337,300	380,700	428,600
	23	253,300	293,000	338,100	382,800	430,400
	24	254,200	293,700	339,200	384,800	432,300
	25	255,100	294,400	340,300	386,700	434,000
	26	256,300	294,800	341,500	388,300	435,600
	27	257,400	295,500	342,400	390,100	437,300
	28	258,300	296,200	343,500	391,900	438,900
	29	259,100	296,900	344,500	393,600	440,200
	30	259,800	297,600	345,700	395,300	441,500
	31	260,500	298,300	346,800	397,200	443,100
	32	261,400	299,000	347,900	398,900	444,600
	33	262,500	299,800	348,700	400,600	446,300
	34	263,600	300,600	350,000	402,300	447,900
	35	264,700	301,400	351,300	404,100	449,300
	36	265,800	302,300	352,600	405,800	450,700
	37	266,900	303,400	353,800	407,400	451,800
	38	268,000	304,600	355,300	409,100	453,100
	39	269,100	305,600	356,800	410,900	454,400
	40	270,200	306,600	358,300	412,700	455,800
	41	271,200	307,500	359,500	414,200	456,800
	42	272,300	308,700	361,000	415,700	457,500
	43	273,400	309,900	362,400	417,200	458,300
	44	274,400	311,300	363,800	418,500	458,900

	45	275,400	312,500	365,200	419,600	459,800
	46	276,100	313,600	366,200	420,700	460,500
	47	276,800	314,900	367,600	421,800	461,300
	48	277,500	316,500	368,900	423,000	462,100
	49	278,200	317,100	370,300	424,300	462,800
	50	278,800	318,200	371,700	425,400	463,500
	51	279,300	319,300	373,000	426,600	464,200
	52	279,800	320,400	374,400	427,700	465,000
	53	280,300	321,500	375,800	428,900	465,800
	54	280,900	322,600	376,900	429,900	466,600
	55	281,400	323,700	377,900	431,000	467,300
	56	281,900	324,800	379,000	432,100	468,000
	57	282,300	325,900	380,000	433,100	468,800
	58	282,800	327,100	380,700	433,600	
	59	283,300	328,200	381,600	434,200	
	60	283,800	329,300	382,400	434,600	
	61	284,300	330,100	382,900	435,200	
	62	284,800	331,200	383,600	435,700	
	63	285,300	332,300	384,300	436,100	
	64	285,800	333,300	384,900	436,600	
	65	286,300	334,300	385,500	437,100	
	66	286,800	335,300	386,000	437,500	
	67	287,300	336,300	386,600	437,800	
	68	287,800	337,300	387,100	438,100	
	69	288,300	338,500	387,600	438,500	
	70	288,800	339,800	388,100		
	71	289,300	341,000	388,700		
	72	289,800	342,200	389,200		
	73	290,300	343,100	389,800		
	74	291,100	344,300	390,200		
	75	291,900	345,400	390,700		
	76	292,600	346,700	391,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	293,300	347,700	391,400		
	78	294,200	348,600	391,900		
	79	295,100	349,700	392,300		
	80	295,900	350,900	392,500		
	81	296,700	352,000	392,700		
	82	297,600	353,200	393,100		
	83	298,400	354,400	393,300		
	84	299,200	355,400	393,500		
	85	300,000	356,400	393,700		
	86	300,900	357,400	394,100		
	87	301,800	358,500	394,500		
	88	302,700	359,600	394,800		
	89	303,600	360,400	395,000		
	90	304,500	361,500	395,400		

91	305,400	362,600	395,800
92	306,300	363,600	396,200
93	307,100	364,300	396,500
94	308,100	365,100	396,900
95	309,100	365,900	397,300
96	310,000	366,600	397,700
97	310,500	367,200	398,000
98	311,400	367,700	
99	312,300	368,200	
100	313,100	368,700	
101	313,900	369,300	
102	314,900	369,800	
103	315,900	370,300	
104	316,900	370,800	
105	317,800	371,200	
106	318,900	371,600	
107	319,900	372,200	
108	320,900	372,700	
109	321,700	373,000	
110	322,400	373,500	
111	323,100	373,900	
112	323,700	374,200	
113	324,200	374,800	
114	324,500	375,300	
115	325,100	375,800	
116	325,700	376,300	
117	326,100	376,900	
118	326,700	377,400	
119	327,300	377,900	
120	327,800	378,300	
121	328,200	378,900	
122	328,700	379,400	
123	329,200	379,900	
124	329,700	380,400	
125	330,100	381,000	
126	330,500	381,400	
127	330,800	381,900	
128	331,100	382,400	
129	331,400	383,000	
130	331,800		
131	332,100		
132	332,400		
133	332,600		
134	332,900		
135	333,200		
136	333,400		

	137	333,600				
	138	333,900				
	139	334,200				
	140	334,500				
	141	334,700				
	142	335,000				
	143	335,400				
	144	335,600				
	145	335,800				
	146	336,000				
	147	336,400				
	148	336,600				
	149	336,900				
	150	337,300				
	151	337,700				
	152	338,100				
	153	338,400				
	154	338,800				
	155	339,200				
	156	339,600				
	157	339,900				
	158	340,300				
	159	340,600				
	160	341,000				
	161	341,300				
	162	341,700				
	163	342,100				
	164	342,500				
	165	342,800				
	166	343,200				
	167	343,600				
	168	344,000				
	169	344,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		262,200	279,900	293,600	333,900	378,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(給料表)

第四条 (略)

一―五 (略)

六 情報職給料表(別表第六)

2・3 (略)

4 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という。)の内容は、別表第七に定めるとおりとし、同表の各表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ、当該基準となる職務と同一の職務の級に分類されるものとする。

(昇給の基準)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員)にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員及び次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表以外の各給料表の適用を受けける職員でその職務の級が人事委員会規則で定めるものに該当する職員

4―7 (略)

(初任給調整手当)

第九条の二 (略)

一・二 (略)

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 六万円

四・五 (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族(第三項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁局長級職員」と

(給料表)

第四条 (略)

一―五 (略)

2・3 (略)

4 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という。)の内容は、別表第六に定めるとおりとし、同表の各表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ、当該基準となる職務と同一の職務の級に分類されるものとする。

(昇給の基準)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、五十五歳(人事委員会規則で定める職員)にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員を除く。)の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4―7 (略)

(初任給調整手当)

第九条の二 (略)

一・二 (略)

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

四・五 (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁局長級



2 いう。) に対しては、支給しない。  
(略)

一一五 (略)

3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千元、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 特定管理職員及び情報職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上のものうち人事委員会規則で定める職員(以下「特定情報職務従事職員」という。)に対しては第一項ただし書の規定は適用せず、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる者」とあるのは「二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」と、「もの」とあるのは「ものが三人以上いる場合におけるそれらの者(それらの者の出生の順序により先順位にある二人を除く。)」と、第三項中「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万三千元、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円」とあるのは「扶養親族一人につき六千五百円」とする。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一條 削除

2 職員」という。) に対しては、支給しない。  
(略)

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

一一六 (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 特定管理職員に対しては第一項ただし書の規定は適用せず、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる者」とあるのは「二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」と、「もの」とあるのは「ものが三人以上いる場合におけるそれらの者(それらの者の出生の順序により先順位にある二人を除く。)」と、第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「扶養親族一人につき六千五百円」とする。

第十一條 新たに職員となつた者に扶養親族(本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2) 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が本庁局長級職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3) 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合

における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある本庁局長級職員が本庁局長級職員以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある本庁部長級職員が本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で本庁局長級職員以外のものが本庁局長級職員となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外のものが本庁部長級職員となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4) 特定管理職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」とあるのは「場合」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族」とあるのは「扶養親族」と、「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届

(地域手当)

第十一条の二 (略)

2 (略)

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市 百分の八
- 四 前号の地域を除く広島県内の地域 百分

の四

3 前項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員並びに任用の事情等を考慮して前項各号に掲げる支給地域及び支給割合によることが相当でない職員として人事委員会規則で定めるものの地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

(住居手当)

第十一条の五 (略)

一 (略)

二 第十二条の二第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万四千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して交通機関の運賃若しくは料金(人事委員会が定める料金に限る。)又は有料の道路の料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担するこ

出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、前項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族(本庁局長級職員にあつては扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第七号中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族」とする。

(地域手当)

第十一条の二 (略)

2 (略)

- 一 東京都特別区 百分の十八・七
- 二 大阪府大阪市 百分の十四・七
- 三 広島市及び安芸郡府中町 百分の六・二
- 四 前号の地域を除く広島県内の地域 百分

の三・二

3 前項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員の地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

(住居手当)

第十一条の五 (略)

一 (略)

二 第十二条の二第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万四千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用して交通機関の運賃若しくは料金(人事委員会が定める料金に限る。)又は有料の道路の料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担

とを常例とする職員（交通機関等を利用し  
なければ通勤することが著しく困難である  
職員以外の職員であつて交通機関等を利用  
しないで徒歩により通勤するものとした場  
合の通勤距離が片道二キロメートル未満で  
あるもの及び第三号に掲げる職員を除く。

二・三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間  
につき、人事委員会規則で定めるところに  
より算出した当該職員の支給単位期間の通  
勤に要する運賃等の額に相当する額（次項  
において「運賃等相当額」という。）

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等  
を利用せず、かつ、自動車及び自転車等  
を使用しないで徒歩により通勤するもの  
とした場合の通勤距離、交通機関等の利  
用距離、自動車又は自転車等の使用距離  
等の事情を考慮して人事委員会規則で  
定める区分に応じ、前二号に定める額、  
第一号に定める額又は前号に定める額

31 運賃等相当額をその支給単位期間の月数  
で除して得た額（交通機関等が二以上ある  
場合においては、その合計額）及び前項  
第二号に定める額の合計額が十五万円を  
超える職員の通勤手当の額は、同項の規  
定にかかわらず、当該職員の通勤手当に  
係る支給単位期間のうち最も長い支給  
単位期間につき、十五万円に

することを常例とする職員（交通機関等  
を利用しなければ通勤することが著しく困  
難である職員以外の職員であつて交通機  
関等を利用しないで徒歩により通勤する  
ものとした場合の通勤距離が片道二キ  
ロメートル未満であるもの及び第三号に  
掲げる職員を除く。）

二・三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間  
につき、人事委員会規則で定めるところに  
より算出した当該職員の支給単位期間の通  
勤に要する運賃等の額に相当する額（以下  
この号において「運賃等相当額」という。  
）ただし、運賃等相当額を支給単位期間  
の月数で除して得た額（以下この号及び第  
三号において「一箇月当たりの運賃等相当  
額」という。）が九万八千円を超えるとき  
は、支給単位期間につき、一箇月当たりの  
運賃等相当額と九万八千円との差額の二分  
の一を九万八千円に加算した額を支給単位  
期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二  
以上の交通機関等を利用するものとして当  
該運賃等の額を算出する場合において、一  
箇月当たりの運賃等相当額の合計額が九万  
八千円を超えるときは、当該職員の通勤手  
当に係る支給単位期間のうち最も長い支給  
単位期間につき、当該合計額と九万八千円  
との差額の二分の一を九万八千円に加算し  
た額に当該支給単位期間の月数を乗じて得  
た額）

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等  
を利用せず、かつ、自動車及び自転車等  
を使用しないで徒歩により通勤するもの  
とした場合の通勤距離、交通機関等の利  
用距離、自動車又は自転車等の使用距離  
等の事情を考慮して人事委員会規則で  
定める区分に応じ、前二号に定める額（一  
箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定  
める額の合計額が九万八千円を超えるとき  
は、当該職員の通勤手当に係る支給単位  
期間のうち最も長い支給単位期間につ  
き、一箇月当たりの運賃等相当額及び前  
号に定める額の合計額と九万八千円との  
差額の二分の一を九万八千円に加算した  
額に当該支給単位期間の月数を乗じて得  
た額）、第一号に定める額又は前号に定  
める額

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 4 | 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項及び第七項において「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、第二項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額（当該額が三千円を超えるときは、三千円）を通勤手当として支給する。

5 | 8 | (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 | (略)

- 3 | 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 | (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の四 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 | 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を

- 3 | 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項及び第六項において「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額（当該額が三千円を超えるときは、三千円）を通勤手当として支給する。

4 | 7 | (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 | (略)

- 3 | 他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五
- 年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は県の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 | (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の四 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 | 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

一 第二項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 二 (略)

(特定の職員についての適用除外)  
第十九条の二 第十一条の五の規定は、特定管理職員及び特定情報職務従事職員には適用しない。

3 2 (略)

3 第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二並びに第十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

4 二 (略)

(特定の職員についての適用除外)  
第十九条の二 第十一条の五の規定は、特定管理職員には適用しない。

3 2 (略)

3 第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二並びに第十四条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4 (略)

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	267,300	303,200	357,200	444,800	471,200	520,100
	2	186,600	268,300	304,700	358,900	448,800	475,200	524,100
	3	187,800	269,300	306,200	360,500	454,800	481,200	530,100
	4	188,900	270,300	307,600	362,100	462,800	489,200	538,100
	5	190,000	271,300	308,600	363,700			
	6	191,700	272,300	309,600	365,500			
	7	193,300	273,300	310,600	367,000			
	8	194,900	274,300	311,800	368,600			
	9	196,600	275,300	313,000	370,000			
	10	198,200	276,300	314,600	371,600			
	11	199,800	277,300	316,200	373,200			
	12	201,400	278,400	317,800	374,700			
	13	203,000	279,400	319,100	376,600			

	14	204,700	280,700	320,700	378,500		
	15	206,400	282,000	322,300	380,400		
	16	208,100	283,200	323,900	382,200		
	17	209,400	284,500	325,400	383,700		
	18	211,000	285,800	327,100	385,500		
	19	212,600	287,000	328,700	387,200		
	20	214,100	288,200	330,200	388,800		
	21	215,600	289,300	331,600	390,500		
	22	217,200	290,500	333,300	391,900		
	23	218,800	291,800	334,600	393,300		
	24	220,400	293,100	336,200	394,700		
	25	222,000	294,400	337,400	396,100		
	26	223,700	295,400	339,300	397,300		
	27	225,000	296,400	340,900	398,500		
	28	226,300	297,500	342,500	399,500		
	29	227,600	298,600	343,800	400,600		
	30	228,700	299,800	345,400	401,800		
	31	229,800	300,900	347,000	402,900		
	32	230,900	302,100	348,600	404,000		
	33	232,000	303,300	350,200	404,700		
	34	233,500	304,600	351,900	405,400		
	35	235,000	305,900	353,700	406,100		
	36	236,500	307,200	355,500	406,800		
	37	238,000	308,500	357,000	407,400		
	38	239,500	309,800	358,400	408,000		
	39	241,000	311,100	359,800	408,500		
	40	242,500	312,400	361,200	408,900		
	41	244,000	313,700	362,700	409,300		
	42	245,400	315,000	364,100	409,500		
	43	246,800	316,300	365,400	409,800		
	44	248,200	317,400	366,900	410,100		
	45	249,400	318,300	368,100	410,400		
	46	250,600	319,600	369,100	410,700		
	47	251,800	320,900	370,200	411,000		
	48	253,000	322,200	371,400	411,300		
	49	254,100	323,400	372,300	411,500		
	50	255,200	324,700	373,300	411,800		
	51	256,300	325,900	374,300	412,100		
	52	257,400	327,100	375,200	412,400		
定年	53	258,400	328,400	376,200	412,600		
前再	54	259,400	329,500	377,100	412,900		
任用	55	260,400	330,600	378,000	413,200		
短時	56	261,400	331,700	378,900	413,500		
間勤	57	262,400	332,400	379,700	413,700		
務職							
員以							



外の 職員	58	263,300	333,300	380,400	414,000			
	59	264,200	334,000	381,200	414,300			
	60	265,100	334,800	382,000	414,500			
	61	265,900	335,600	382,600	414,700			
	62	266,700	336,000	383,300	415,000			
	63	267,500	336,600	384,000	415,300			
	64	268,300	337,300	384,700	415,500			
	65	269,000	338,100	385,200	415,700			
	66	269,800	338,800	385,900	416,000			
	67	270,600	339,500	386,500	416,300			
	68	271,300	340,100	387,100	416,500			
	69	272,000	340,600	387,500	416,700			
	70	272,800	341,200	388,100	417,000			
	71	273,600	341,700	388,700	417,300			
	72	274,300	342,300	389,300	417,500			
	73	275,000	342,600	389,700	417,700			
	74	275,800	343,100	390,200				
	75	276,600	343,500	390,700				
	76	277,300	343,900	391,300				
	77	278,000	344,300	391,600				
	78	278,700	344,800	392,000				
	79	279,400	345,300	392,300				
	80	280,100	345,800	392,700				
	81	280,800	346,100	393,000				
	82	281,500	346,500	393,300				
	83	282,200	346,900	393,600				
	84	282,900	347,300	393,900				
	85	283,500	347,600	394,100				
	86	284,200	348,000	394,400				
	87	284,800	348,400	394,700				
	88	285,500	348,800	394,900				
	89	286,100	349,000	395,100				
	90	286,800	349,400	395,300				
	91	287,400	349,800	395,500				
	92	288,100	350,200	395,700				
	93	288,700	350,400	395,900				
	94		350,800	396,100				
	95		351,200	396,300				
	96		351,500	396,500				
	97		351,800	396,700				
	98		352,200					
	99		352,600					
	100		353,000					
	101		353,500					

	102		353,900					
	103		354,300					
	104		354,700					
	105		355,200					
	106		355,600					
	107		355,900					
	108		356,200					
	109		356,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,600	234,600	257,500	297,400	333,900	355,300	386,100	422,300	468,000
	2	216,000	236,800	259,500	298,400	335,400	357,000	387,800	423,900	474,200
	3	218,400	239,000	261,700	299,400	336,900	358,700	389,500	425,500	479,200
	4	220,800	241,200	263,900	300,300	338,400	360,300	391,200	427,000	483,500
	5	223,300	243,400	266,000	300,900	339,900	361,900	392,700	428,500	487,500
	6	225,600	245,400	267,300	301,600	341,300	363,600	394,300	430,100	491,000
	7	228,000	247,400	268,600	302,300	342,600	365,200	395,900	431,500	494,000
	8	230,200	249,200	269,900	303,000	343,900	366,800	397,500	432,900	496,500
	9	232,400	251,000	271,200	303,700	345,200	368,400	399,100	434,000	498,700
	10	234,500	252,700	272,500	304,400	346,800	370,000	400,700	435,400	
	11	236,600	254,400	273,800	305,100	348,400	371,600	402,300	436,900	
	12	238,600	255,800	275,100	305,700	350,000	373,200	403,900	438,400	
	13	240,600	257,200	276,400	306,400	351,500	374,800	405,400	439,700	
	14	242,600	259,000	277,600	307,200	353,100	376,400	407,400	441,400	
	15	244,600	260,400	278,700	307,900	354,700	378,000	409,400	443,000	
	16	246,200	261,900	280,200	308,700	356,200	379,600	411,400	444,600	
	17	247,800	263,400	281,500	309,400	357,700	381,200	412,900	446,000	
	18	249,300	264,600	282,800	310,200	359,300	382,800	414,600	447,700	
	19	250,800	265,800	284,100	311,200	360,900	384,400	416,200	449,400	
	20	252,300	266,900	285,300	312,100	362,400	386,000	417,900	451,000	
	21	253,800	268,200	286,500	313,000	363,900	387,600	419,500	452,400	

22	255,400	269,400	287,100	314,300	365,500	389,200	421,000	453,100
23	256,900	270,700	287,700	315,600	367,100	390,900	422,500	453,800
24	258,400	272,000	288,300	316,900	368,700	392,600	423,900	454,500
25	259,900	273,400	288,800	318,200	370,100	394,300	425,100	454,900
26	261,100	274,800	289,400	319,700	371,800	396,300	426,600	455,400
27	262,300	276,100	290,000	321,000	373,500	398,200	428,100	456,000
28	263,500	277,400	290,500	322,100	375,100	400,100	429,500	456,600
29	264,700	278,400	291,000	323,100	376,700	401,800	431,000	457,200
30	266,000	279,700	291,600	324,300	378,300	403,200	432,300	457,900
31	267,300	281,000	292,100	325,500	379,900	404,400	433,500	458,400
32	268,600	282,200	292,600	326,600	381,600	405,700	434,700	458,900
33	269,900	283,400	293,100	327,700	383,300	406,700	435,700	459,400
34	271,400	284,000	293,700	328,900	385,300	407,800	436,400	459,700
35	272,700	284,600	294,200	330,100	387,300	408,800	437,200	460,000
36	274,100	285,200	294,700	331,200	389,300	409,800	437,900	460,400
37	275,100	285,700	295,200	332,300	391,000	410,900	438,400	460,800
38	276,400	286,300	295,800	333,500	392,700	412,100	438,800	461,000
39	277,700	286,900	296,400	334,700	394,200	413,200	439,200	461,300
40	278,900	287,500	297,000	335,900	395,700	414,300	439,500	461,500
41	280,100	288,000	297,700	337,100	396,900	415,500	439,800	461,900
42	280,700	288,600	298,400	338,300	397,900	416,300	440,100	462,100
43	281,300	289,200	299,100	339,500	398,900	417,100	440,400	462,300
44	281,900	289,700	299,800	340,700	399,900	417,700	440,700	462,500
45	282,300	290,200	300,400	341,900	401,000	418,200	440,900	462,900
46	282,900	290,700	301,300	343,200	402,100	418,900	441,200	
47	283,400	291,200	302,100	344,400	403,200	419,600	441,500	
48	283,900	291,700	302,900	345,600	404,300	420,200	441,800	
49	284,400	292,300	303,700	346,800	405,600	420,900	442,100	
50	285,000	292,800	304,800	348,200	406,400	421,300	442,400	
51	285,500	293,400	305,900	349,500	407,200	421,900	442,700	
52	286,000	294,000	306,900	350,800	407,800	422,500	443,000	
53	286,500	294,600	307,900	351,700	408,300	422,900	443,200	
54	287,100	295,300	309,000	353,000	409,000	423,300	443,500	
55	287,600	296,000	310,000	354,200	409,700	423,800	443,800	
56	288,100	296,700	311,100	355,400	410,400	424,300	444,100	
57	288,600	297,300	312,100	356,600	410,700	424,800	444,300	
58	289,100	298,200	313,200	358,000	411,400	425,400	444,600	
59	289,600	299,000	314,300	359,400	412,100	425,800	444,900	
60	290,100	299,800	315,400	360,800	412,600	426,200	445,100	
61	290,600	300,600	316,400	362,100	413,000	426,600	445,300	
62	291,100	301,500	317,500	363,600	413,400	426,900	445,600	
63	291,600	302,400	318,600	365,100	413,900	427,200	445,900	
64	292,100	303,300	319,700	366,500	414,400	427,500	446,200	
65	292,600	304,100	320,700	367,700	414,900	427,800	446,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	66	293,100	305,000	321,800	369,100	415,300	428,100	446,700
	67	293,600	305,800	322,900	370,400	415,800	428,400	447,000
	68	294,100	306,600	324,000	371,800	416,300	428,600	447,300
	69	294,600	307,500	325,000	372,900	416,800	428,800	447,500
	70	295,100	308,400	326,200	374,100	417,300	429,100	447,800
	71	295,600	309,300	327,400	375,300	417,900	429,400	448,100
	72	296,100	310,200	328,600	376,500	418,400	429,600	448,400
	73	296,600	311,000	329,300	377,800	418,800	429,800	448,600
	74	297,200	311,900	330,600	379,000	419,400	430,100	
	75	297,800	312,800	331,900	380,200	419,900	430,400	
	76	298,300	313,600	333,200	381,300	420,100	430,600	
	77	298,800	314,300	334,500	382,400	420,400	430,800	
	78	299,400	315,200	335,900	383,600	420,900	431,100	
	79	300,000	316,100	337,300	384,700	421,200	431,400	
	80	300,600	317,100	338,700	385,900	421,500	431,600	
	81	301,200	318,000	340,000	387,000	421,800	431,800	
	82	301,900	319,100	341,600	387,600	422,200	432,100	
	83	302,600	320,100	343,100	388,100	422,600	432,400	
	84	303,200	321,100	344,600	388,600	423,000	432,600	
	85	303,800	322,000	346,000	389,200	423,300	432,800	
	86	304,500	323,000	347,500	389,800			
	87	305,200	324,000	349,000	390,400			
	88	305,900	325,000	350,400	391,000			
	89	306,600	326,000	351,700	391,300			
90	307,400	327,300	352,900	391,800				
91	308,200	328,500	354,100	392,300				
92	308,900	329,700	355,400	392,800				
93	309,400	330,900	356,700	393,200				
94	310,300	332,200	358,200	393,600				
95	311,200	333,400	359,700	394,100				
96	312,000	334,600	361,100	394,600				
97	312,800	335,800	362,400	395,000				
98	313,800	337,100	363,600	395,500				
99	314,700	338,300	364,700	396,000				
100	315,600	339,500	365,900	396,500				
101	316,500	340,900	367,000	396,800				
102	317,500	341,800	368,100	397,200				
103	318,500	342,800	369,200	397,700				
104	319,400	343,900	370,300	398,000				
105	320,200	345,000	371,500	398,300				
106	320,800	346,100	372,000	398,800				
107	321,400	347,100	372,600	399,300				
108	322,000	348,100	373,200	399,800				
109	322,500	349,300	373,800	400,100				

110	323,000	350,300	374,300	400,600					
111	323,400	351,300	374,700	401,100					
112	323,900	352,200	375,200	401,600					
113	324,700	353,100	375,600	401,900					
114	325,400	354,000	376,000	402,400					
115	326,100	355,000	376,500	402,900					
116	326,700	356,000	377,000	403,400					
117	327,300	357,000	377,400	403,800					
118	328,000	357,400	377,900	404,300					
119	328,700	358,000	378,500	404,700					
120	329,500	358,600	379,000	405,200					
121	330,100	358,900	379,200	405,600					
122	330,400	359,300	379,700						
123	330,900	359,700	380,200						
124	331,400	360,100	380,600						
125	331,700	360,500	381,100						
126		360,900	381,600						
127		361,300	382,100						
128		361,700	382,600						
129		362,100	382,900						
130		362,500	383,400						
131		362,900	383,900						
132		363,300	384,400						
133		363,500	384,700						
134		364,000	385,200						
135		364,400	385,600						
136		364,700	386,000						
137		365,000	386,300						
138		365,400	386,800						
139		365,900	387,300						
140		366,400	387,800						
141		366,700	388,100						
142		367,200							
143		367,700							
144		368,200							
145		368,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	248,200	260,000	264,200	295,800	312,600	326,900	350,600	386,200	418,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	248,300	321,700	378,800	453,900
	2	204,200	249,800	323,500	380,300	455,700
	3	206,500	251,200	325,300	381,700	457,500
	4	208,700	252,600	327,000	383,100	459,300
	5	211,000	254,000	328,600	384,500	460,900
	6	213,200	255,200	330,500	386,000	462,600
	7	215,400	256,400	332,400	387,500	464,500
	8	217,600	257,600	334,300	388,900	466,200
	9	219,800	259,000	336,100	390,200	467,900
	10	222,000	260,200	338,100	391,700	469,500
	11	224,200	261,500	339,900	393,200	471,000
	12	226,400	262,800	341,700	394,700	472,500
	13	228,600	264,100	343,400	396,100	474,000
	14	230,700	266,000	345,100	397,600	475,300
	15	232,800	267,800	346,700	399,100	476,600
	16	234,900	269,600	348,300	400,600	477,900
	17	237,000	271,300	349,900	402,000	479,100
	18	238,800	273,500	351,200	403,600	479,800
	19	240,500	275,700	352,400	405,200	480,500
	20	242,200	277,900	353,600	406,700	481,200
	21	243,900	280,100	354,900	407,900	481,800
	22	245,200	282,300	356,500	409,300	
	23	246,500	284,500	358,100	410,700	
	24	247,800	286,600	359,600	412,000	
	25	249,000	288,600	361,100	413,600	
	26	250,200	290,500	362,700	415,000	
	27	251,400	292,400	364,300	416,300	
	28	252,600	294,200	365,800	417,700	
	29	253,700	296,000	367,300	419,100	
	30	254,900	297,900	368,900	420,400	
	31	256,100	299,700	370,500	421,900	
	32	257,300	301,400	372,000	423,400	
	33	258,400	303,100	373,500	425,000	
	34	259,700	304,900	375,100	426,400	
	35	261,000	306,600	376,700	428,000	
	36	262,300	308,200	378,200	429,500	
	37	263,700	309,800	379,700	431,200	

	38	265,100	311,500	381,200	432,700
	39	266,400	313,300	382,700	434,300
	40	267,700	315,000	384,100	435,900
	41	269,000	316,300	385,500	437,400
	42	270,000	318,200	387,000	438,900
	43	271,000	320,000	388,400	440,100
	44	271,900	321,700	389,800	441,300
	45	272,600	323,400	391,300	442,500
	46	273,400	325,300	392,900	443,800
	47	274,200	327,000	394,500	445,000
	48	275,000	328,700	395,900	446,200
	49	275,800	330,400	397,100	447,300
	50	276,600	332,200	398,500	448,500
	51	277,300	334,000	399,900	449,700
	52	278,100	335,700	401,200	450,900
	53	278,900	337,400	402,400	452,100
	54	279,700	338,700	403,600	453,300
	55	280,500	340,000	404,900	454,500
	56	281,300	341,300	406,200	455,700
	57	282,000	342,800	407,500	456,800
	58	282,600	344,400	408,800	457,400
	59	283,400	345,900	410,200	457,900
	60	284,300	347,500	411,400	458,400
	61	285,100	349,000	412,600	458,900
	62	285,700	350,600	414,000	
	63	286,500	352,200	415,400	
	64	287,200	353,700	416,700	
	65	288,200	355,200	417,900	
	66	289,000	356,800	419,100	
	67	289,800	358,400	420,400	
	68	290,500	359,900	421,800	
	69	291,200	361,400	423,100	
	70	292,000	363,000	424,300	
	71	292,800	364,600	425,300	
	72	293,500	366,100	426,500	
	73	294,200	367,600	427,700	
	74	294,900	369,200	428,800	
	75	295,600	370,800	430,000	
	76	296,200	372,300	431,000	
	77	296,800	373,800	432,100	
	78	297,500	375,200	433,100	
	79	298,200	376,600	434,100	
	80	298,800	377,900	435,100	
	81	299,400	379,200	436,000	
	82	300,100	380,600	436,800	
	83	300,800	382,000	437,600	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

84	301,500	383,300	438,400
85	302,200	384,400	439,100
86	303,000	385,800	439,500
87	303,700	387,100	439,900
88	304,400	388,400	440,300
89	305,100	389,600	440,700
90	306,000	390,900	441,000
91	306,800	392,000	441,300
92	307,600	393,200	441,500
93	308,100	394,400	441,800
94	308,900	395,500	442,100
95	309,700	396,700	442,400
96	310,500	397,900	442,600
97	311,200	399,300	442,800
98	312,000	400,300	443,100
99	312,800	401,300	443,400
100	313,500	402,300	443,600
101	314,300	403,200	443,800
102	315,200	404,200	444,100
103	316,100	405,300	444,400
104	316,900	406,400	444,600
105	317,500	407,100	444,800
106	318,300	408,000	
107	319,100	408,900	
108	319,900	409,800	
109	320,600	410,600	
110	321,000	411,400	
111	321,400	412,200	
112	321,900	413,000	
113	322,400	413,600	
114	322,800	414,300	
115	323,300	415,000	
116	323,700	415,700	
117	324,200	416,300	
118	324,700	416,800	
119	325,100	417,200	
120	325,600	417,500	
121	326,100	417,800	
122	326,500	418,100	
123	327,000	418,400	
124	327,500	418,600	
125	328,100	418,800	
126	328,400	419,100	
127	328,700	419,400	
128	329,000	419,600	
129	329,200	419,800	



	130	329,500	420,100			
	131	329,800	420,400			
	132	330,000	420,600			
	133	330,200	420,800			
	134	330,400	421,100			
	135	330,600	421,400			
	136	330,900	421,600			
	137	331,200	421,800			
	138	331,400	422,100			
	139	331,700	422,400			
	140	332,000	422,600			
	141	332,200	422,800			
	142	332,400	423,100			
	143	332,700	423,400			
	144	332,900	423,600			
	145	333,200	423,800			
	146	333,400				
	147	333,700				
	148	334,000				
	149	334,200				
	150	334,400				
	151	334,700				
	152	335,000				
	153	335,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700
	2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000
	3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200
	4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500
	5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,600

6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100
9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
22	245,200	260,200	356,300	378,000	
23	246,500	261,500	357,700	379,200	
24	247,800	262,800	359,000	380,300	
25	249,000	264,100	360,300	381,400	
26	250,100	266,000	361,700	382,600	
27	251,200	267,800	363,100	383,800	
28	252,300	269,600	364,400	384,900	
29	253,500	271,300	365,700	386,000	
30	254,800	273,500	367,100	387,200	
31	256,000	275,700	368,400	388,400	
32	257,200	277,900	369,700	389,500	
33	258,300	280,100	371,000	390,600	
34	259,500	282,300	372,200	391,800	
35	260,700	284,500	373,400	393,000	
36	261,900	286,600	374,600	394,200	
37	263,100	288,600	375,800	395,400	
38	264,300	290,500	377,000	396,700	
39	265,500	292,400	378,200	397,900	
40	266,700	294,200	379,400	399,100	
41	267,900	296,000	380,500	400,300	
42	269,000	297,900	381,700	401,600	
43	270,100	299,700	382,900	402,600	
44	271,200	301,400	384,100	403,700	
45	272,200	303,100	385,200	404,900	
46	273,000	304,900	386,500	406,100	
47	273,800	306,600	387,800	407,300	
48	274,600	308,200	389,000	408,500	
49	275,300	309,800	389,900	409,600	
50	276,100	311,500	391,100	410,600	
51	276,800	313,300	392,100	411,900	

	52	277,500	315,000	393,200	413,100
	53	278,300	316,300	394,000	414,300
	54	279,100	318,200	395,100	415,400
	55	279,900	320,000	396,100	416,500
	56	280,600	321,700	397,100	417,600
	57	281,300	323,400	398,200	418,600
	58	282,100	325,300	399,200	419,800
	59	282,900	327,000	400,300	421,000
	60	283,600	328,700	401,400	422,200
	61	284,200	330,400	402,400	422,800
	62	284,900	332,200	403,500	423,600
	63	285,600	334,000	404,600	424,300
	64	286,200	335,700	405,600	424,800
	65	286,900	337,400	406,500	425,100
	66	287,600	338,700	407,400	425,400
	67	288,300	340,000	408,400	425,800
	68	289,000	341,300	409,400	426,200
	69	289,700	342,800	410,200	426,500
	70	290,500	344,300	411,000	426,900
	71	291,200	345,800	411,700	427,200
	72	291,900	347,300	412,500	427,500
	73	292,400	348,700	413,200	427,800
	74	293,100	350,200	413,800	428,200
	75	293,800	351,700	414,500	428,500
	76	294,400	353,200	415,200	428,800
	77	295,000	354,600	415,800	429,100
	78	295,700	356,100	416,500	429,400
	79	296,300	357,600	417,000	429,700
	80	296,900	359,100	417,600	429,900
	81	297,500	360,500	418,000	430,100
	82	298,100	361,800	418,400	
	83	298,700	363,100	418,700	
	84	299,300	364,300	419,000	
	85	299,800	365,500	419,200	
	86	300,300	366,700	419,500	
	87	300,800	367,900	419,800	
	88	301,300	369,000	420,000	
	89	301,700	370,100	420,200	
	90	302,300	371,200	420,500	
	91	302,800	372,300	420,800	
	92	303,300	373,400	421,000	
	93	303,600	374,500	421,200	
	94	304,100	375,700	421,500	
	95	304,600	376,800	421,800	
	96	305,000	377,900	422,000	
	97	305,400	378,900	422,200	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

98	305,900	379,900	422,500
99	306,400	380,800	422,800
100	306,800	381,700	423,000
101	307,200	382,500	423,200
102	307,600	383,500	423,500
103	308,000	384,400	423,800
104	308,300	385,300	424,000
105	308,500	386,100	424,200
106	308,800	387,000	
107	309,100	387,900	
108	309,300	388,800	
109	309,500	389,600	
110	309,700	390,600	
111	310,000	391,500	
112	310,300	392,400	
113	310,500	393,000	
114	310,700	393,900	
115	310,900	394,800	
116	311,200	395,700	
117	311,500	396,500	
118	311,700	397,200	
119	312,000	398,000	
120	312,300	398,800	
121	312,500	399,400	
122	312,700	400,100	
123	312,900	400,800	
124	313,200	401,400	
125	313,500	402,000	
126		402,700	
127		403,200	
128		403,800	
129		404,400	
130		405,000	
131		405,500	
132		406,000	
133		406,300	
134		406,600	
135		406,900	
136		407,200	
137		407,500	
138		407,800	
139		408,100	
140		408,400	
141		408,700	
142		409,000	
143		409,300	

	144		409,600			
	145		409,800			
	146		410,100			
	147		410,400			
	148		410,600			
	149		410,800			
	150		411,100			
	151		411,400			
	152		411,600			
	153		411,800			
	154		412,100			
	155		412,400			
	156		412,600			
	157		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

#### 別表第4 (第4条関係)

#### 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,900	235,900	328,100	378,000	448,500
	2	187,000	240,200	330,100	379,400	458,400
	3	188,200	242,900	332,100	380,800	467,800
	4	189,300	245,600	334,100	382,200	477,700
	5	190,400	248,200	335,900	383,600	487,300
	6	192,500	249,800	337,900	385,000	497,100
	7	194,600	251,300	339,800	386,400	506,000
	8	196,700	252,800	341,700	387,800	513,900
	9	198,900	254,300	343,500	389,200	521,700
	10	200,800	256,400	345,100	390,700	528,800
	11	202,800	258,500	346,700	392,100	534,100
	12	204,800	260,500	348,300	393,500	538,600
	13	206,800	262,500	349,900	394,900	541,600
	14	208,700	264,800	350,900	396,400	543,600

	15	210,600	267,100	351,900	397,900
	16	212,400	269,300	352,900	399,400
	17	214,100	271,500	354,000	400,900
	18	215,900	273,900	355,300	402,500
	19	217,700	276,300	356,500	404,100
	20	219,500	278,700	357,700	405,800
	21	221,300	281,000	358,900	407,000
	22	223,100	283,100	360,000	408,400
	23	224,800	285,200	361,100	409,800
	24	226,500	287,200	362,200	411,100
	25	228,200	289,200	363,300	412,400
	26	230,300	291,100	364,300	413,700
	27	232,200	293,000	365,300	415,200
	28	234,100	294,900	366,300	416,700
	29	236,000	296,800	367,200	417,900
	30	237,100	298,300	368,100	419,100
	31	238,200	299,800	368,900	420,700
	32	239,300	301,300	369,700	422,200
	33	240,700	302,800	370,400	423,500
	34	242,200	304,300	371,200	424,900
	35	243,700	305,800	372,000	426,300
	36	245,200	307,200	372,800	427,700
	37	246,700	308,600	373,600	429,100
	38	248,300	309,500	374,400	430,500
	39	249,900	310,400	375,200	431,900
	40	251,500	311,300	376,000	433,300
	41	253,100	312,100	376,800	434,400
	42	254,600	312,600	378,100	435,700
	43	256,100	313,100	379,400	437,100
	44	257,600	313,600	380,600	438,400
	45	259,100	314,100	381,300	439,200
	46	260,400	314,600	382,300	440,000
	47	261,600	315,100	383,100	440,900
	48	262,800	315,600	383,800	441,800
	49	264,000	316,000	384,500	442,600
	50	265,100	316,500	385,200	443,400
	51	266,200	317,000	385,900	444,000
	52	267,300	317,500	386,600	444,800
	53	268,400	317,900	387,200	445,200
	54	269,500	318,400	387,900	445,800
	55	270,500	318,800	388,700	446,300
	56	271,500	319,200	389,500	446,800
	57	272,500	319,600	390,100	447,300
定年	58	273,200	320,000	390,900	
前再	59	273,800	320,400	391,600	
任用	60	274,400	320,800	392,300	
短時					
間勤					

務職 員以 外の 職員	61	275,000	321,200	392,900
	62	275,600	321,800	393,600
	63	276,200	322,400	394,300
	64	276,800	323,000	395,000
	65	277,400	323,500	395,700
	66	278,000	324,100	396,300
	67	278,600	324,700	396,900
	68	279,200	325,300	397,600
	69	279,800	325,800	398,300
	70	280,500	326,400	398,800
	71	281,200	327,000	399,400
	72	281,900	327,600	400,000
	73	282,500	328,100	400,500
	74	283,200	328,800	401,100
	75	283,900	329,500	401,700
	76	284,600	330,200	402,200
	77	285,200	330,900	402,700
	78	285,900	331,600	403,200
	79	286,600	332,300	403,700
	80	287,200	333,000	404,400
	81	287,800	333,700	404,800
	82	288,500	334,500	
	83	289,200	335,200	
	84	289,800	335,800	
	85	290,400	336,300	
	86	291,100	336,800	
87	291,800	337,200		
88	292,400	337,600		
89	293,000	337,900		
90	293,700	338,400		
91	294,400	338,800		
92	295,000	339,200		
93	295,600	339,500		
94	296,300	339,900		
95	296,900	340,300		
96	297,500	340,700		
97	297,800	341,200		
98	298,400	341,700		
99	299,000	342,200		
100	299,500	342,700		
101	300,000	343,200		
102	300,400	343,700		
103	300,800	344,200		
104	301,200	344,700		
105	301,600	345,100		
106	302,100	345,500		

	107	302,600	346,000			
	108	302,900	346,400			
	109	303,100	346,900			
	110	303,500	347,300			
	111	303,800	347,700			
	112	304,000	348,100			
	113	304,300	348,600			
	114	304,600	349,000			
	115	304,900	349,400			
	116	305,200	349,800			
	117	305,500	350,300			
	118	305,800	350,700			
	119	306,000	351,100			
	120	306,300	351,500			
	121	306,600	351,900			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,400	402,300	457,100	551,800
	2	295,700	405,000	459,100	557,900
	3	298,000	407,600	461,000	563,200
	4	300,200	410,100	462,900	568,100
	5	302,300	412,500	464,300	572,500
	6	305,800	414,700	466,100	576,800
	7	309,300	416,800	467,900	580,400
	8	312,700	418,900	469,700	583,400
	9	316,100	421,000	471,500	585,900
	10	319,600	422,500	473,300	588,200
	11	323,000	424,000	475,100	
	12	326,400	425,500	476,900	
	13	329,800	426,900	478,700	
	14	333,300	428,400	480,500	



	15	336,700	429,900	482,300
	16	340,100	431,300	484,100
	17	343,500	432,700	485,900
	18	346,600	434,200	487,800
	19	349,700	435,700	489,700
	20	352,800	437,100	491,600
	21	356,000	438,500	493,500
	22	359,100	440,000	495,200
	23	362,200	441,500	497,000
	24	365,200	442,900	498,800
	25	368,200	444,300	500,400
	26	370,500	445,700	502,200
	27	372,800	447,100	504,000
	28	375,000	448,500	505,600
	29	376,900	449,900	507,000
	30	378,600	451,300	508,700
	31	380,300	452,700	510,500
	32	382,100	454,100	512,200
	33	383,900	455,500	513,700
	34	385,700	456,900	515,000
	35	387,300	458,300	516,300
	36	388,700	459,700	517,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	390,100	461,100	518,600
	38	391,600	462,800	519,900
	39	393,100	464,400	521,200
	40	394,600	466,000	522,500
	41	396,100	467,600	523,500
	42	396,800	468,800	524,300
	43	397,400	470,000	525,100
	44	398,100	471,100	525,900
	45	399,000	472,100	526,800
	46	399,600	473,100	527,600
	47	400,200	474,000	528,400
	48	400,800	474,800	529,100
	49	401,400	475,500	529,900
	50	401,900	476,200	530,700
51	402,400	476,900	531,400	
52	402,900	477,500	532,300	
53	403,400	478,200	533,200	
54	403,800	478,900	534,000	
55	404,200	479,500	534,900	
56	404,600	480,100	535,800	
57	405,000	480,400	536,600	
58	405,400	481,000	537,500	
59	405,800	481,700	538,400	
60	406,200	482,400	539,100	

	61	406,600	482,800	539,900	
	62	407,000	483,400	540,800	
	63	407,400	484,100	541,700	
	64	407,800	484,800	542,600	
	65	408,100	485,200	543,400	
	66		485,800	544,300	
	67		486,400	545,200	
	68		486,900	546,100	
	69		487,400	546,900	
	70		487,900	547,800	
	71		488,400	548,700	
	72		488,900	549,600	
	73		489,300	550,400	
	74		489,800		
	75		490,200		
	76		490,700		
	77		491,200		
	78		491,800		
	79		492,400		
	80		492,800		
	81		493,300		
	82		493,900		
	83		494,500		
	84		495,000		
	85		495,500		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		303,700	346,400	401,500	475,300

備考 この表は、厚生環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,600	265,000	318,900	362,700	417,000
	2	192,700	265,800	320,300	364,400	418,900
	3	194,800	266,600	321,700	366,000	420,800
	4	196,900	267,400	323,100	367,600	422,600
	5	198,900	268,200	324,400	369,200	424,400
	6	200,900	269,000	326,000	370,800	426,000
	7	202,900	269,800	327,500	372,400	427,600

8	204,700	270,600	329,000	374,000	429,100
9	206,500	271,400	330,400	375,600	430,600
10	208,400	272,200	332,000	377,600	431,900
11	210,300	273,000	333,500	379,600	433,200
12	212,400	273,800	334,900	381,600	434,500
13	214,100	274,600	336,400	383,000	435,800
14	216,100	275,400	338,000	384,700	437,000
15	218,300	276,200	339,200	386,400	438,200
16	220,400	277,000	340,700	388,100	439,300
17	222,500	277,800	342,200	389,800	440,500
18	223,600	278,600	343,800	391,300	441,600
19	224,700	279,400	345,200	392,800	442,800
20	225,800	280,200	346,700	394,300	444,000
21	226,900	280,900	347,900	395,600	445,100
22	228,800	281,800	349,400	396,900	445,900
23	230,700	282,900	350,900	398,200	446,300
24	232,800	284,000	352,400	399,300	447,000
25	234,500	285,200	353,600	400,400	447,500
26	235,600	286,500	355,100	401,500	447,900
27	236,600	287,900	356,600	402,600	448,300
28	237,600	289,200	358,000	403,700	448,700
29	238,700	290,800	359,400	404,500	449,100
30	239,900	292,500	361,000	405,300	449,500
31	241,200	294,100	362,500	406,100	449,900
32	242,500	295,700	364,000	406,900	450,200
33	243,800	297,400	365,200	407,300	450,500
34	245,100	298,600	366,200	407,900	450,900
35	246,400	299,800	367,300	408,400	451,200
36	247,600	301,000	368,300	408,800	451,500
37	248,800	302,200	369,200	409,200	451,800
38	250,000	303,400	369,900	409,400	
39	251,200	304,600	370,800	409,700	
40	252,400	305,800	371,800	410,000	
41	253,500	307,000	372,700	410,300	
42	254,400	308,200	373,600	410,600	
43	255,200	309,300	374,500	410,900	
44	256,000	310,500	375,400	411,200	
45	256,800	311,800	376,100	411,400	
46	257,600	313,000	376,800	411,700	
47	258,400	314,200	377,600	412,000	
48	259,200	315,400	378,400	412,300	
49	260,000	316,600	378,800	412,500	
50	260,800	317,700	379,400	412,800	
51	261,600	318,900	380,100	413,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	262,400	320,100	380,800	413,400
	53	263,200	321,300	381,100	413,600
	54	264,000	322,600	381,700	
	55	264,700	323,900	382,300	
	56	265,500	325,100	382,700	
	57	266,400	326,000	383,000	
	58	267,200	327,200	383,300	
	59	268,000	328,400	383,800	
	60	268,800	329,600	384,300	
	61	269,600	330,700	384,600	
	62	270,400	331,700	385,000	
	63	271,200	332,700	385,400	
	64	272,000	333,600	385,800	
	65	272,700	334,500	386,300	
	66	273,500	335,500	386,700	
	67	274,300	336,500	387,200	
	68	275,100	337,400	387,700	
	69	275,800	337,900	388,100	
	70	276,600	338,800	388,600	
	71	277,300	339,500	389,100	
	72	278,000	340,400	389,600	
	73	278,700	341,100	389,900	
	74	279,400	341,400	390,400	
	75	280,100	341,900	390,700	
	76	280,800	342,500	391,100	
	77	281,500	343,100	391,500	
78	282,200	343,800	392,000		
79	282,900	344,500	392,400		
80	283,500	345,100	392,800		
81	284,100	345,800	393,100		
82	284,800	346,300	393,600		
83	285,500	346,900	393,900		
84	286,100	347,500	394,300		
85	286,700	347,800	394,600		
86	287,400	348,400	395,100		
87	288,100	348,900	395,400		
88	288,700	349,400	395,800		
89	289,300	349,900	396,100		
90	290,000	350,400			
91	290,700	350,900			
92	291,300	351,300			
93	291,900	351,600			
94	292,400	351,900			
95	292,800	352,100			

	96	293,200	352,400			
	97	293,600	352,900			
	98	293,900	353,200			
	99	294,200	353,500			
	100	294,500	353,800			
	101	294,800	354,200			
	102	295,100	354,500			
	103	295,400	354,800			
	104	295,700	355,100			
	105	295,900	355,500			
	106	296,100	355,800			
	107	296,300	356,100			
	108	296,500	356,400			
	109	296,900	356,700			
	110	297,100	357,100			
	111	297,300	357,500			
	112	297,500	357,900			
	113	297,900	358,400			
	114	298,100	358,800			
	115	298,300	359,200			
	116	298,600	359,600			
	117	298,900	360,100			
	118	299,100				
	119	299,300				
	120	299,600				
	121	299,900				
	122	300,100				
	123	300,300				
	124	300,600				
	125	300,900				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,600	263,700	286,700	330,400	373,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

#### ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	209,700	283,800	323,200	364,000	418,300
2	211,600	284,300	324,200	365,700	420,500
3	213,400	284,800	325,200	367,400	422,700
4	215,100	285,300	326,200	369,100	424,800
5	216,800	285,800	327,100	370,900	426,700
6	218,700	286,300	328,300	372,900	428,600
7	220,500	286,800	329,500	374,900	430,400
8	222,200	287,300	330,700	376,900	432,300
9	224,000	287,800	331,700	378,600	434,000
10	225,900	288,300	332,900	380,700	435,600
11	227,800	288,800	334,000	382,800	437,300
12	229,800	289,300	335,000	384,800	438,900
13	232,000	289,600	336,100	386,700	440,200
14	234,300	290,300	337,300	388,300	441,500
15	236,600	290,900	338,100	390,100	443,100
16	238,900	291,500	339,200	391,900	444,600
17	242,600	291,800	340,300	393,600	446,300
18	244,800	292,500	341,500	395,300	447,900
19	247,000	293,000	342,400	397,200	449,300
20	249,200	293,700	343,500	398,900	450,700
21	251,400	294,400	344,500	400,600	451,800
22	252,400	294,800	345,700	402,300	453,100
23	253,300	295,500	346,800	404,100	454,400
24	254,200	296,200	347,900	405,800	455,800
25	255,100	296,900	348,700	407,400	456,800
26	256,300	297,600	350,000	409,100	457,500
27	257,400	298,300	351,300	410,900	458,300
28	258,300	299,000	352,600	412,700	458,900
29	259,100	299,800	353,800	414,200	459,800
30	259,800	300,600	355,300	415,700	460,500
31	260,500	301,400	356,800	417,200	461,300
32	261,400	302,300	358,300	418,500	462,100
33	262,500	303,400	359,500	419,600	462,800
34	263,600	304,600	361,000	420,700	463,500
35	264,700	305,600	362,400	421,800	464,200
36	265,800	306,600	363,800	423,000	465,000
37	266,900	307,500	365,200	424,300	465,800
38	268,000	308,700	366,200	425,400	466,600
39	269,100	309,900	367,600	426,600	467,300
40	270,200	311,300	368,900	427,700	468,000
41	271,200	312,500	370,300	428,900	468,800
42	272,300	313,600	371,700	429,900	
43	273,400	314,900	373,000	431,000	
44	274,400	316,500	374,400	432,100	
45	275,400	317,100	375,800	433,100	

	46	276,100	318,200	376,900	433,600
	47	276,800	319,300	377,900	434,200
	48	277,500	320,400	379,000	434,600
	49	278,200	321,500	380,000	435,200
	50	278,800	322,600	380,700	435,700
	51	279,300	323,700	381,600	436,100
	52	279,800	324,800	382,400	436,600
	53	280,300	325,900	382,900	437,100
	54	280,900	327,100	383,600	437,500
	55	281,400	328,200	384,300	437,800
	56	281,900	329,300	384,900	438,100
	57	282,300	330,100	385,500	438,500
	58	282,800	331,200	386,000	
	59	283,300	332,300	386,600	
	60	283,800	333,300	387,100	
	61	284,300	334,300	387,600	
	62	284,800	335,300	388,100	
	63	285,300	336,300	388,700	
	64	285,800	337,300	389,200	
	65	286,300	338,500	389,800	
	66	286,800	339,800	390,200	
	67	287,300	341,000	390,700	
	68	287,800	342,200	391,100	
	69	288,300	343,100	391,400	
	70	288,800	344,300	391,900	
	71	289,300	345,400	392,300	
	72	289,800	346,700	392,500	
	73	290,300	347,700	392,700	
	74	291,100	348,600	393,100	
	75	291,900	349,700	393,300	
	76	292,600	350,900	393,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	293,300	352,000	393,700	
	78	294,200	353,200	394,100	
	79	295,100	354,400	394,500	
	80	295,900	355,400	394,800	
	81	296,700	356,400	395,000	
	82	297,600	357,400	395,400	
	83	298,400	358,500	395,800	
	84	299,200	359,600	396,200	
	85	300,000	360,400	396,500	
	86	300,900	361,500	396,900	
	87	301,800	362,600	397,300	
	88	302,700	363,600	397,700	
	89	303,600	364,300	398,000	
	90	304,500	365,100		
	91	305,400	365,900		

92	306,300	366,600
93	307,100	367,200
94	308,100	367,700
95	309,100	368,200
96	310,000	368,700
97	310,500	369,300
98	311,400	369,800
99	312,300	370,300
100	313,100	370,800
101	313,900	371,200
102	314,900	371,600
103	315,900	372,200
104	316,900	372,700
105	317,800	373,000
106	318,900	373,500
107	319,900	373,900
108	320,900	374,200
109	321,700	374,800
110	322,400	375,300
111	323,100	375,800
112	323,700	376,300
113	324,200	376,900
114	324,500	377,400
115	325,100	377,900
116	325,700	378,300
117	326,100	378,900
118	326,700	379,400
119	327,300	379,900
120	327,800	380,400
121	328,200	381,000
122	328,700	381,400
123	329,200	381,900
124	329,700	382,400
125	330,100	383,000
126	330,500	
127	330,800	
128	331,100	
129	331,400	
130	331,800	
131	332,100	
132	332,400	
133	332,600	
134	332,900	
135	333,200	
136	333,400	
137	333,600	



	138	333,900				
	139	334,200				
	140	334,500				
	141	334,700				
	142	335,000				
	143	335,400				
	144	335,600				
	145	335,800				
	146	336,000				
	147	336,400				
	148	336,600				
	149	336,900				
	150	337,300				
	151	337,700				
	152	338,100				
	153	338,400				
	154	338,800				
	155	339,200				
	156	339,600				
	157	339,900				
	158	340,300				
	159	340,600				
	160	341,000				
	161	341,300				
	162	341,700				
	163	342,100				
	164	342,500				
	165	342,800				
	166	343,200				
	167	343,600				
	168	344,000				
	169	344,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		262,200	279,900	293,600	333,900	378,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第七（第四条関係）	別表第六（第四条関係）

等級別基準職務表

第一―第八 (略)

第九 情報職 給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	情報主事の職務
二級	情報主任の職務
三級	情報主査の職務
四級	高度の専門的な技術を必要とする情報処理業務に従事する職員の職務
五級	高度の専門的な技術を必要とする困難な情報処理業務に従事する職員の職務
六級	特に高度の専門的な技術を必要とする特に困難な情報処理業務に従事する職員の職務
七級	極めて高度の専門的な技術を必要とする特に困難で重要な情報処理業務に従事する職員の職務

等級別基準職務表

第一―第八 (略)

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第6 (第4条関係)

情報職 給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	267,300	303,200	464,400	515,000	591,200	677,500
	2	186,600	268,300	304,700	476,400	525,000	603,200	699,500
	3	187,800	269,300	306,200	486,400	533,000	613,200	
	4	188,900	270,300	307,600	494,400	539,000		
	5	190,000	271,300	308,600	500,400	543,000		
	6	191,700	272,300	309,600	504,400			
	7	193,300	273,300	310,600				
	8	194,900	274,300	311,800				
	9	196,600	275,300	313,000				
	10	198,200	276,300	314,600				

	11	199,800	277,300	316,200			
	12	201,400	278,400	317,800			
	13	203,000	279,400	319,100			
	14	204,700	280,700	320,700			
	15	206,400	282,000	322,300			
	16	208,100	283,200	323,900			
	17	209,400	284,500	325,400			
	18	211,000	285,800	327,100			
	19	212,600	287,000	328,700			
	20	214,100	288,200	330,200			
	21	215,600	289,300	331,600			
	22	217,200	290,500	333,300			
	23	218,800	291,800	334,600			
	24	220,400	293,100	336,200			
	25	222,000	294,400	337,400			
	26	223,700	295,400	339,300			
	27	225,000	296,400	340,900			
	28	226,300	297,500	342,500			
	29	227,600	298,600	343,800			
	30	228,700	299,800	345,400			
	31	229,800	300,900	347,000			
	32	230,900	302,100	348,600			
	33	232,000	303,300	350,200			
	34	233,500	304,600	351,900			
	35	235,000	305,900	353,700			
	36	236,500	307,200	355,500			
	37	238,000	308,500	357,000			
	38	239,500	309,800	358,400			
	39	241,000	311,100	359,800			
	40	242,500	312,400	361,200			
	41	244,000	313,700	362,700			
	42	245,400	315,000	364,100			
	43	246,800	316,300	365,400			
	44	248,200	317,400	366,900			
	45	249,400	318,300	368,100			
	46	250,600	319,600	369,100			
	47	251,800	320,900	370,200			
	48	253,000	322,200	371,400			
	49	254,100	323,400	372,300			
	50	255,200	324,700	373,300			
	51	256,300	325,900	374,300			
	52	257,400	327,100	375,200			
定年	53	258,400	328,400	376,200			
前再	54	259,400	329,500	377,100			

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	260,400	330,600	378,000			
	56	261,400	331,700	378,900			
	57	262,400	332,400	379,700			
	58	263,300	333,300	380,400			
	59	264,200	334,000	381,200			
	60	265,100	334,800	382,000			
	61	265,900	335,600	382,600			
	62	266,700	336,000	383,300			
	63	267,500	336,600	384,000			
	64	268,300	337,300	384,700			
	65	269,000	338,100	385,200			
	66	269,800	338,800	385,900			
	67	270,600	339,500	386,500			
	68	271,300	340,100	387,100			
	69	272,000	340,600	387,500			
	70	272,800	341,200	388,100			
	71	273,600	341,700	388,700			
	72	274,300	342,300	389,300			
	73	275,000	342,600	389,700			
	74	275,800	343,100	390,200			
	75	276,600	343,500	390,700			
	76	277,300	343,900	391,300			
	77	278,000	344,300	391,600			
	78	278,700	344,800	392,000			
	79	279,400	345,300	392,300			
	80	280,100	345,800	392,700			
	81	280,800	346,100	393,000			
	82	281,500	346,500	393,300			
	83	282,200	346,900	393,600			
	84	282,900	347,300	393,900			
	85	283,500	347,600	394,100			
	86	284,200	348,000	394,400			
	87	284,800	348,400	394,700			
	88	285,500	348,800	394,900			
89	286,100	349,000	395,100				
90	286,800	349,400	395,300				
91	287,400	349,800	395,500				
92	288,100	350,200	395,700				
93	288,700	350,400	395,900				
94		350,800	396,100				
95		351,200	396,300				
96		351,500	396,500				
97		351,800	396,700				
98		352,200					

	99		352,600					
	100		353,000					
	101		353,500					
	102		353,900					
	103		354,300					
	104		354,700					
	105		355,200					
	106		355,600					
	107		355,900					
	108		356,200					
	109		356,700					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	419,400	474,100	517,700	585,000

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第一項第二号中「<u>百分の百七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百五十五</u>」と、「<u>百分の八十六</u>」とあるのは「<u>百分の百二十四</u>」と、「<u>百分の六十四・五</u>」とあるのは「<u>百分の九十三</u>」と、「<u>百分の三十二・二五</u>」とあるのは「<u>百分の四十六・五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百五十五</u>」と、「<u>百分の八十六</u>」とあるのは「<u>百分の百二十四</u>」と、「<u>百分の六十四・五</u>」とあるのは「<u>百分の九十三</u>」と、「<u>百分の三十二・二五</u>」とあるのは「<u>百分の四十六・五</u>」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることと</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第一項第二号中「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の百五十二・五</u>」と、「<u>百分の八十四</u>」とあるのは「<u>百分の百二十一</u>」と、「<u>百分の六十三</u>」とあるのは「<u>百分の九十一・五</u>」と、「<u>百分の三十一・五</u>」とあるのは「<u>百分の四十五・七五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の百五十二・五</u>」と、「<u>百分の八十四</u>」とあるのは「<u>百分の百二十一</u>」と、「<u>百分の六十三</u>」とあるのは「<u>百分の九十一・五</u>」と、「<u>百分の三十一・五</u>」とあるのは「<u>百分の四十五・七五</u>」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることと</p>

3 されている事項については、規則で定めるものとする。  
(略)

3 されている事項については、規則で定めるものとする。  
(略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>414,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>475,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>538,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>621,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>722,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>824,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額 円	1	<u>414,000</u>	2	<u>475,000</u>	3	<u>538,000</u>	4	<u>621,000</u>	5	<u>722,000</u>	6	<u>824,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>402,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>461,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>522,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>603,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>701,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>800,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額 円	1	<u>402,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>522,000</u>	4	<u>603,000</u>	5	<u>701,000</u>	6	<u>800,000</u>
号給	給料月額 円																														
1	<u>414,000</u>																														
2	<u>475,000</u>																														
3	<u>538,000</u>																														
4	<u>621,000</u>																														
5	<u>722,000</u>																														
6	<u>824,000</u>																														
号給	給料月額 円																														
1	<u>402,000</u>																														
2	<u>461,000</u>																														
3	<u>522,000</u>																														
4	<u>603,000</u>																														
5	<u>701,000</u>																														
6	<u>800,000</u>																														
<p>2 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>346,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>382,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>410,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額 円	1	<u>346,000</u>	2	<u>382,000</u>	3	<u>410,000</u>	<p>2 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>336,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>398,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額 円	1	<u>336,000</u>	2	<u>371,000</u>	3	<u>398,000</u>												
号給	給料月額 円																														
1	<u>346,000</u>																														
2	<u>382,000</u>																														
3	<u>410,000</u>																														
号給	給料月額 円																														
1	<u>336,000</u>																														
2	<u>371,000</u>																														
3	<u>398,000</u>																														
<p>3—7 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百三十四」と、「百分の六十四・五」とあ</p>		<p>3—7 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百三十二」と、「百分の六十三」とあるの</p>																													

るは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

は「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項及び第二項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項及び第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第六条 (略)		(給与に関する特例) 第六条 (略)	
給料月額	円	給料月額	円
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>
5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>
6	<u>740,000</u>	6	<u>718,000</u>
2—6 (略)		2—6 (略)	
(給与条例等の適用除外等) 第七条 (略)		(給与条例等の適用除外等) 第七条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。



改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5  第二項の規定による号給の決定及び第三項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>5  4 (略)</p> <p>5  任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>6  第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第四条、第五条、第六条、第六条の二、第九条から第十一条まで、第十一条の五、第十四条の四、第十四条の五、第十七条の三及び第十八条の六の規定並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第三条、第四条、第五条及び第八条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第十七条の四第一項及び第二項、第十八条第二項、第十八条の四第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十七条の四第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の二十三・二五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の二十三・二五」と、給与条例第十八条の四第一項中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第四条、第五条、第六条、第六条の二、第九条から第十一条まで、第十一条の五、第十四条の四、第十四条の五、第十七条の三、第十八条の四及び第十八条の六の規定並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第三条、第四条、第五条及び第八条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職</p>

理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号若しくは第三号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和六年十一月一日に係る期末手当の支給を受けない職員(以下この条及び次条において「第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。)については、給与条例第十八条第三項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の三十一・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の三十一・五」とする。</p> <p>2   4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p> <p>2   4 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額と第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

第九条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p> <p>2—4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員で</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号若しくは第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第一号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和六年十一月一日に係る期末手当の支給を受けない職員(以下この条及び次条において「第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。)については、給与条例第十八条第一項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の三十一・二五」とあるのは「百分の三十一・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の三十一・二五」とあるのは「百分の三十一・五」とする。</p> <p>2—4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、<u>第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額と第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の合計額</u>を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員で</p>

ある短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬、期末手当及び勤労手当に関する規定を準用する。  
3・4 (略)

ある短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。  
3・4 (略)

別表を次のように改める。

別表 (第四条関係)

職 務	基 礎 日 額	上 限 日 額
事務職	九、三〇〇円	一三、一〇〇円
教育職	一〇、一〇〇円	一四、八〇〇円
医療職	九、五五〇円	一四、一五〇円
専門事務職	一三、三五〇円	一六、一五〇円
専門教育職	一一、一五〇円	一五、八〇〇円
専門研究職	一一、八〇〇円	一七、六〇〇円
専門医療職	一三、二五〇円	二一、九五〇円
高度専門職	一九、六〇〇円	四三、二〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万四千四百五十円と、教育職については一万六千七百五十円と、医療職については一万七千二百円と、専門事務職については一万七千八百五十円と、専門教育職については二万二千二百円と、専門医療職については二万四千八百円とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十条 職員の退職手当に関する条例 (昭和二十九年広島県条例第二号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項 (第一号及び第五号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲</p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項 (第一号及び第五号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの (次項に該当するものを除く。) に対する第四条第一項、第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上</p>

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2) 第五条第一項第二号及び第三号に規定する者(同項第三号に規定する者にあつては、第八条の三第一項第二号に掲げる募集のうち職制の改廃を円滑に実施することを目的として行つたものに係る同条第十項に規定する認定を受けて退職した者に限る。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者に対する第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第二項第二号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十一号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十一号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに

<p>第五条の二第一号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額に</p>
------------------	----------------	---

前条の表第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一・二 (略)

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	(略)	(略)
第六条の二	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
	第五条の二第二項（同項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第二項（同項第二号ロ

前条第一項の表第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

第六条の二 第五条の二第一項（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

一・二 (略)

第六条の三 第五条の三第一項に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条
	(略)	(略)
第六条の二	これらの	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の
	第五条の二第二項（同項第二号ロ	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第二項（同項第二号ロ

第六條の二第二号	(略)	同項の	項第二号ロ
	(略)	(略)	(略)
	第五條の二第二号ロ	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第二号ロ	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第二号ロ
	(略)	当該割合	当該第五條の三の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

第六條の五 (略)

(高度情報職務従事職員の給料月額の特例)  
 第六條の六 情報職給料表(職員の給与に関する条例別表第六に規定する情報職給料表をいう。以下同じ。)の適用を受けている職員でその職務の級が四級以上のもの(以下「高度情報職務従事職員」という。)の退職日給料月額及び高度情報職務従事職員であつた職員で退職の日に情報職給料表以外の給料表の適用を受けているもの又は高度情報職務従事職員であつた職員で退職の日に情報職給料表の適用を受け、その職務の級が三級以下のもの特定減額前給料月額(当該特定減額前給料月額が情報職給料表の職務の級及び号給の区分により支給されていたものに限る。)は、次の表の上欄に掲げる退職の日又は減額日の前日において当該高度情報職務従事職員が受けている情報職給料表の職務の級及び号給の区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる行政職給料表(職員の給与に関する条例別表第一に規定する行政職給料表をいう。以下同じ。)の職務の級及び号給に規定されている給料月額とする。

退職の日又は減額日の前日において高度情報職務従事職員が受けている情報職給料表の職務の級及び号給	行政職給料表の職務の級及び号給
四級一号給から六号給まで	三級九十七号給

第六條の二第二号	(略)	同項の	二第二号ロ
	(略)	(略)	(略)
	第五條の二第二号ロ	第五條の三第一項の規定により読み替えて適用する第五條の二第二号ロ	第五條の三第一項の規定により読み替えて適用する第五條の二第二号ロ
	(略)	当該割合	当該第五條の三第一項の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

第六條の五 (略)



五級一号給	四級三十九号給
五級二号給	四級五十号給
五級三号給	四級六十号給
五級四号給	四級六十八号給
五級五号給	四級七十三号給
六級一号給	五級一号給
六級二号給	五級四号給
六級三号給	六級一号給
七級一号給	六級四号給
七級二号給	七級一号給

2 高度情報職務従事職員については、前条第一項中「給料」とあるのは「次条第二項の規定により決定される給料月額」とする。

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2―6 (略)

7 (略)

一―三 (略)

四 安定した職業に就いた者については、就業促進手当

五・六 (略)

8 (略)

9 第七項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

10―12 (略)

附 則

1・2 (略)

3 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2―6 (略)

7 (略)

一―三 (略)

四 職業に就いた者については、就業促進手当

五・六 (略)

8 (略)

9 第七項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

10―12 (略)

附 則

1・2 (略)

3 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として

在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の第二項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4-10 (略)

11 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下この項及び次項において「旧機関」という。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校（以下この項及び次項において「旧国立高等専門学校」という。）の職員として在職する者が、国立大学法人法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第三条の規定により引き続き同法第三条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この項及び次項において「国立高等専門学校機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧機関（

在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4-10 (略)

11 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下この項及び次項において「旧機関」という。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校（以下この項及び次項において「旧国立高等専門学校」という。）の職員として在職する者が、国立大学法人法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第三条の規定により引き続き同法第三条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この項及び次項において「国立高等専門学校機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧機

国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部（次項において「統合前大学等」という。）を含む。）の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校等の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等又は国立高等専門学校機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 旧機関（統合前大学等を含む。）の職員又は旧国立高等専門学校の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）又は当該国立高等専門学校機構の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、当該国立大学法人等の職員又は当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13・14 (略)

15 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の

関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部（次項において「統合前大学等」という。）を含む。）の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等又は国立高等専門学校機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 旧機関（統合前大学等を含む。）の職員又は旧国立高等専門学校の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）又は当該国立高等専門学校機構の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、当該国立大学法人等の職員又は当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13・14 (略)

15 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の

一第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の一第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの  
ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの（イに掲げる者を除く。）」

とする。

16 | 20 (略)

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五條の三、第五條の三の二及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三條本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三條ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五條の三の表第四條第一項及び第五條第二項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第二項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三條本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第

一第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の一第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの  
ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの（イに掲げる者を除く。）」

とする。

16 | 20 (略)

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五條の三第一項、第五條の三の二及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三第一項本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三條本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三條ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五條の三第一項の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第二項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三條本文の適用を受けていた者であ

二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

22 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五條の三、第五條の三の二及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第一項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

(略)

23 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者に対する第五條の三及び第五條の三の二の規定の適用並びに第八條の三の規定の適用については、第五條の三本文及び第八條の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五條の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八條の三第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五條の三及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第一項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められ

つて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

22 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五條の三第一項、第五條の三の二及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三第一項の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第一項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

(略)

23 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者に対する第五條の三第一項及び第五條の三の二の規定の適用並びに第八條の三の規定の適用については、第五條の三第一項本文及び第八條の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五條の三第一項本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八條の三第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五條の三第一項及び第六條の三の規定の適用については、第五條の三第一項の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第一項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日にお

ているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、~~第五条の三の表~~第四条第一項及び第五条第一項の項、~~第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表~~第六条の項、~~第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。~~

いて定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、~~第五条の三第一項の表~~第四条第一項及び第五条第一項の項、~~第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表~~第六条の項、~~第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。~~

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(職員の給料に関する経過措置等)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）<del>第四条第一項及び別表第一から別表第六まで（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）</del>の規定にかかわらず、別表第一から別表第六までの給料表（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表(二)及び(三)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）<del>第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年改正後給与条例」という。）</del>附則第八項の規定が適用される者</p>	<p>附 則</p> <p>(職員の給料に関する経過措置等)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）<del>第四条第一項及び別表第一から別表第五まで（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）</del>の規定にかかわらず、別表第一から別表第五までの給料表（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表(二)及び(三)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）<del>第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年改正後給与条例」という。）</del>附則第八項の規定が適用される者</p>

については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

5 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

(任期付研究員の給料に関する経過措置等)  
第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2・3 (略)

については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

5 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百・三を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

(任期付研究員の給料に関する経過措置等)  
第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2・3 (略)

(任期付職員)の給料に関する経過措置等)  
 第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。  
 2 (略)

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)  
 第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「一三、一〇〇円」とあるのは「一三、二〇〇円」と、同表教育職の項中「一〇、一〇〇円」とあるのは「一〇、一五〇円」と、「一四、八〇〇円」とあるのは「一四、八五〇円」と、同表医療職の項中「九、五五〇円」とあるのは「九、六〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、二五〇円」と、同表専門事務職の項中「三、三五〇円」とあるのは「三、四五〇円」と、「一六、一五〇円」とあるのは「一六、二五〇円」と、同表専門教育職の項中「一、一五〇円」とあるのは「一、二〇〇円」と、「一五、八〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門研究職の項中「一、八〇〇円」とあるのは「一、八五〇円」と、「一七、六〇〇円」とあるのは「一七、七〇〇円」と、同表専門医療職の項中「三、二五〇円」とあるのは「三、三〇〇円」と、「二一、九五〇円」とあるのは「二一、〇五〇円」と、同表高度専門職の項中「一九、六〇〇円」とあるのは「一九、七〇〇円」と、「四三、一〇〇円」とあるのは「四三、四〇〇円」と、同表備考中「一万四千四百五十円」とあるのは「一万四千五百円」と、「一万六千七百五十円」とあるのは「一万六千八百五十円」と、「一万七千二百円」とあるのは「一万七千三百円」と、「一万七千八百五十円」とあるのは「一万七千九百円」と、「二万一千二百円」とあるのは「二万一千三百円」と、「二万四千八百円」とあるのは「二万四千九百円」とする。

(任期付職員)の給料に関する経過措置等)  
 第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。  
 3|2 (略)

第一項の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)  
 第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「八、一五〇円」とあるのは「八、二五〇円」と、「二一、二〇〇円」とあるのは「二一、三五〇円」と、同表教育職の項中「八、九〇〇円」とあるのは「九、〇〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、三五〇円」と、同表医療職の項中「八、四〇〇円」とあるのは「八、五〇〇円」と、「一三、一五〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」と、同表専門事務職の項中「二、〇五〇円」とあるのは「二、一五〇円」と、「一五、八五〇円」とあるのは「一六、〇五〇円」と、同表専門教育職の項中「九、七〇〇円」とあるのは「九、八〇〇円」と、「一四、八五〇円」とあるのは「一五、〇五〇円」と、同表専門研究職の項中「一〇、五五〇円」とあるのは「一〇、六五〇円」と、「一六、八五〇円」とあるのは「一七、〇五〇円」と、同表専門医療職の項中「一、八五〇円」とあるのは「二、〇〇〇円」と、「二一、一五〇円」とあるのは「二一、五五〇円」と、同表高度専門職の項中「一九、〇〇〇円」とあるのは「一九、二五〇円」と、「四一、九五〇円」とあるのは「四二、五〇〇円」と、同表備考中「一万四千五百円」とあるのは「一万四千二百円」と、「一万六千五百円」とあるのは「一万六千七百円」と、「一万六千九百五十円」とあるのは「一万七千一百円」と、「一万七千六百円」とあるのは「一万七千八百円」と、「二万九百円」とあるのは「二万千五百五十円」と、「一万七千三百五十円」とあるのは「一万七千五百五十円」と、「二万四千四百五十円」とあるのは「二万四千七百五十円」とする。

第十二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><del>第三条から第八条まで</del> 削除</p>	<p>附 則</p> <p><del>(職員の給料に関する経過措置等)</del></p> <p><del>第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正後給与条例」という。)第四条第一項及び別表第一から別表第六まで(別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。)の規定にかかわらず、別表第一から別表第六までの給料表(別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。)に掲げる給料月額については、当分の間、これらに掲げる給料月額(別表第三のうち教員職給料表(二)及び(三)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をこれらに掲げる給料月額とする。</del></p> <p><del>2 前項の規定は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。</del></p> <p><del>一 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十四条の二に規定する特等地勤務手当及び給与条例第十四条の三に規定する特等地勤務手当に準ずる手当</del></p> <p><del>二 給与条例第十四条の四に規定する産業教育手当</del></p> <p><del>三 給与条例第十四条の五に規定する定時制通信教育手当</del></p> <p><del>四 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第二条第九号に規定する職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当</del></p> <p><del>五 特殊勤務手当条例第二条第十五号に規定する農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当</del></p> <p><del>六 特殊勤務手当条例第二条第三十一号に規定する看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当</del></p> <p><del>七 特殊勤務手当条例第二条第三十五号に規定する動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当</del></p> <p><del>八 職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第一条に規定する退職手当(退職手当条例第六条の五の規定により算定する退職手当を除く。)</del></p> <p><del>九 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。)第七条に規定する夜間学級担任</del></p>

手当

十 市町給与条例第九条に規定するくき地手  
当及び市町給与条例第十条に規定するくき  
地手当に準ずる手当

3 | 第一項の規定は、給与条例第十八条第五項  
(給与条例第十八条の四第四項で準用する場  
合を含む。)に規定する給料月額(給与条例  
第十八条第五項の人事委員会規則で定める管  
理又は監督の地位にある職員について、加算  
する額を算定するための給料月額をいう。)に  
ついては適用しない。

4 | 職員の定年等に関する条例等の一部を改正  
する条例(令和四年広島県条例第三十六号)  
第二条の規定による改正後の職員の給与に関  
する条例(以下「令和四年改正後給与条例」  
という。)附則第八項の規定が適用される者  
については、同項中「百分の七十を乗じて得  
た額(当該額に、五十円未満の端数があるとき  
は、これを切り捨て、五十円以上百円未満  
の端数があるときは、これを百円に切り上げ  
るものとする。)」とあるのは、「百分の七  
十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の  
端数があるときは、これを切り捨て、五十円  
以上百円未満の端数があるときは、これを百  
円に切り上げるものとする。)」に百分の百・  
五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数  
があるときは、その端数を切り捨てた額)」  
とする。

5 | 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定  
が適用される者については、同項中「給料月  
額に」とあるのは「職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例(令和元年広島県条例  
第三十六号)附則第三条第一項の規定を適用  
しない場合の給料月額に」とし、「とする。」  
とあるのは「とする。」に百分の百・五を  
乗じて得た額(その額に端数があるときは、  
その端数を切り捨てた額)」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改  
正する条例(平成二十八年広島県条例第九号  
)附則第五条第一項の規定の適用については  
当分の間、同項中「同日において受けていた  
給料月額」とあるのは、「同日において受け  
ていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た  
額(その額に一円未満の端数があるときは、  
その端数を切り捨てた額)」とする。ただし  
令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が  
適用される者についての職員の給与に関する  
条例等の一部を改正する条例附則第五条第一  
項の規定の適用については、当分の間、同項  
中「同日において受けていた給料月額」とあ  
るのは「同日において受けていた給料月額に  
百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十  
円未満の端数があるときは、これを切り捨て  
五十円以上百円未満の端数があるときは、こ

れを百円に切り上げるものとする。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置)

第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。

(任期付研究員の給料に関する経過措置等)

第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

(任期付職員の給料に関する経過措置等)

第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「二三、一〇〇円」とあるのは「二三、二〇〇円」と、同表教育職の項中「一〇、一〇〇円」とあるのは「一〇、一五〇円」と、「一四、八〇〇円」とあるのは「一四、八五〇円」と、同表医療職の項中「

九、五五〇円」とあるのは「九、六〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、一五〇円」と、同表専門事務職の項中「一三、三五〇円」とあるのは「一三、四五〇円」と、「一六、一五〇円」とあるのは「一六、二五〇円」と、同表専門教養職の項中「一一、一五〇円」とあるのは「一一、二〇〇円」と、「一五、八〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門研究職の項中「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、八五〇円」と、「一七、六〇〇円」とあるのは「一七、七〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一三、一五〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」と、「一一、九五〇円」とあるのは「一一、〇五〇円」と、同表高度専門職の項中「一九、六〇〇円」とあるのは「一九、七〇〇円」と、「四三、一〇〇円」とあるのは「四三、四〇〇円」と、同表備考中「一万四千四百五十円」とあるのは「一万四千五百円」と、「一万六千七百五十円」とあるのは「一万六千八百五十円」と、「一万七千二百円」とあるのは「一万七千三百円」と、「一万七千八百五十円」とあるのは「一万七千九百円」と、「二万二千二百円」とあるのは「二万二千三百円」と、「二万四千八百円」とあるのは「二万四千九百円」とする。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十三条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額」という。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定</p>

とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）の給料月額については、その給料月額が暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額に達しないこととなる場合を除き、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 一九 (略)

2 17 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額」という。）とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）の給料月額については、その給料月額が暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額に達しないこととなる場合を除き、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 一九 (略)

2 17 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

第十四条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>一 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級九十七号給</p>	<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>一 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級百五号給</p>

一 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が二級の職員 公安職給料表四級  
百十六号給

二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が三級の職員 公安職給料表四級  
百二十一号給

三 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が四級の職員 公安職給料表六級  
八十一号給

四 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が四級の職員 公安職給料表六級  
八十九号給

五・六 (略)

七 研究職給料表の適用を受ける職員 研究  
職給料表三級八十一号給

八 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 医  
療職給料表(一)三級八十九号給

九 医療職給料表(二)の適用を受ける職員 医  
療職給料表(二)三級八十九号給

2―5 (略)

6 新給与条例第五条第三項及び第四項、第六  
条、第九条の二並びに第十条の規定は、暫定  
再任用職員には適用しない。

7 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に  
関する経過措置)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

三 行政職給料表の適用を受ける職員 行政  
職給料表三級九十七号給

四 医療職給料表の適用を受ける職員 医療  
職給料表三級八十九号給

2―6 (略)

一 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が二級の職員 公安職給料表四級  
百二十号給

二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が三級の職員 公安職給料表四級  
百二十五号給

三 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が四級の職員 公安職給料表六級  
八十九号給

四 公安職給料表の適用を受ける職員のうち  
職務の級が四級の職員 公安職給料表六級  
八十九号給

五・六 (略)

七 研究職給料表の適用を受ける職員 研究  
職給料表三級八十九号給

八 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 医  
療職給料表(一)三級九十七号給

九 医療職給料表(二)の適用を受ける職員 医  
療職給料表(二)三級九十七号給

2―5 (略)

6 新給与条例第五条第三項及び第四項、第六  
条、第九条の二から第十一条まで、第十一  
条の三、第十一条の五、第十四条の二並びに第  
十四条の三の規定は、暫定再任用職員には適  
用しない。

7 (略)

(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に  
関する経過措置)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

三 行政職給料表の適用を受ける職員 行政  
職給料表三級百五号給

四 医療職給料表の適用を受ける職員 医療  
職給料表三級九十七号給

2―6 (略)

第十五条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正す  
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 読替え等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 新給与条例附則第八項の規定が適用される 者についての職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例(平成二十八年広島県条例 第九号)附則第五条第一項の規定の適用につ いては、当分の間、同項中「同日において受 けていた給料月額」とあるのは「同日におい て受けていた給料月額に百分の七十を乗じて</p>	<p>附 則</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 読替え)</p> <p>第十六条 (略)</p>

得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則に関する読替え等）

第二十九条（略）

2 新市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則に関する読替え）

第二十九条（略）

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第五条、第七条、第九条から第十一条まで、第十四条及び附則第二条から第七条までの規定 令和七年四月一日

二 第十二条及び第十五条の規定 令和八年四月一日

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）、第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）、第八条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後会計年度任用職員条例」という。）及び第十三条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後定年等条例一部改正条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（職務の級及び号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の職務の級及び号給の切替えについては、次に掲げるところによるものとする。

一 切替日において情報職給料表（第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条

例（以下「第二条改正後給与条例」という。）別表第六に定める情報職給料表をいう。以下同じ。）以外の給料表の適用を受けることとなる職員であつて、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

一 切替日の前日において行政職給料表（第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一に定める行政職給料表をいう。）の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員であつて旧級が附則別表第二に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が同表に掲げられていないものの新級は、人事委員会の定めるところによる。

二 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員の新号給は、旧級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。この場合において、旧級が同表に掲げられていないものの新号給は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第四条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条改正後給与条例第十条の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五

心身に著しい障害がある者」とあるのは「五 心身に著しい障害がある者  
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻

と、同条第三項及び第五項中「一万三千元」関係と同様の事情にある者を含む。）」

とあるのは「一万千五百円」と、同条第三項中「二」とする」とあるのは二、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」と、同条第五項中「三千五百円」とあるのは「三千五百円」、前項第六号に該当する扶養親族については三千円」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第五条 第二条改正後給与条例第十一条の二第二項の規定にかかわらず、令和七年四月一



日から令和八年三月三十一日までの間における地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の十九・五
- 二 大阪府大阪市 百分の十五・五
- 三 広島市 百分の七
- 四 安芸郡府中町 百分の六
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の三・七

2 第二条改正後給与条例第十一条の二第三項の規定にかかわらず、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市 百分の八
- 四 安芸郡府中町 百分の五・五
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の四

3 第二条改正後給与条例第十一条の二第三項の規定にかかわらず、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市 百分の八
- 四 安芸郡府中町 百分の四・八
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の四

(単身赴任手当に関する経過措置)

第六条 第二条改正後給与条例第十二条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第七条 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)第十二条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)附則第四条第四項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる第二条改正後給与条例第十四条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員につい

て準用する。

(休職又は育児休業をしている会計年度任用職員の特例)

第八条 任用期間が六月以上であり、かつ、改正後会計年度任用職員条例第六条第二項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて、令和六年十二月一日時点において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号の規定により休職し、又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしているものについては、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項ただし書に規定する第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員として、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項本文の規定を適用する。

(給与の内払)

第九条 改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例、改正後会計年度任用職員条例又は改正後定年等条例一部改正条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第八条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第十三条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例、改正後会計年度任用職員条例又は改正後定年等条例一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第十条 前八条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附則別表第1(附則第2条関係)

#### 号 給 の 切 替 表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1

9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42
55	51	47	43

56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	62
75	71	67	63
76	72	68	64
77	73	69	65
78	74	70	66
79	75	71	67
80	76	72	68
81	77	73	69
82	78	74	70
83	79	75	71
84	80	76	72
85	81	77	73
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86	82	
91	87	83	
92	88	84	
93	89	85	
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	
101	97	93	
102	98	94	

103	99	95	
104	100	96	
105	101	97	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3

33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		

80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	



46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		

93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ニ 教育職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3

20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	

67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		

114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6

41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		

88	80		
89	81		

～ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3

43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	



90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20

37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	
55	51	47	43	
56	52	48	44	
57	53	49	45	
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58		
67	63	59		
68	64	60		
69	65	61		
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		

84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1

7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37

54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			

附則別表第2（附則第2条関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級

附則別表第3（附則第2条関係）

号給の切替表

情報職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1

4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	2	1
7	7	3	1
8	8	4	1
9	9	5	1
10	10	6	2
11	11	7	3
12	12	8	4
13	13	9	5
14	14	10	6
15	15	11	7
16	16	12	8
17	17	13	9
18	18	14	10
19	19	15	11
20	20	16	12
21	21	17	13
22	22	18	14
23	23	19	15
24	24	20	16
25	25	21	17
26	26	22	18
27	27	23	19
28	28	24	20
29	29	25	21
30	30	26	22
31	31	27	23
32	32	28	24
33	33	29	25
34	34	30	26
35	35	31	27
36	36	32	28
37	37	33	29
38	38	34	30
39	39	35	31
40	40	36	32
41	41	37	33
42	42	38	34
43	43	39	35
44	44	40	36
45	45	41	37
46	46	42	38
47	47	43	39
48	48	44	40
49	49	45	41
50	50	46	42

51	51	47	43
52	52	48	44
53	53	49	45
54	54	50	46
55	55	51	47
56	56	52	48
57	57	53	49
58	58	54	50
59	59	55	51
60	60	56	52
61	61	57	53
62	62	58	54
63	63	59	55
64	64	60	56
65	65	61	57
66	66	62	58
67	67	63	59
68	68	64	60
69	69	65	61
70	70	66	62
71	71	67	63
72	72	68	64
73	73	69	65
74	74	70	66
75	75	71	67
76	76	72	68
77	77	73	69
78	78	74	70
79	79	75	71
80	80	76	72
81	81	77	73
82	82	78	74
83	83	79	75
84	84	80	76
85	85	81	77
86	86	82	78
87	87	83	79
88	88	84	80
89	89	85	81
90	90	86	82
91	91	87	83
92	92	88	84
93	93	89	85
94		90	86
95		91	87
96		92	88
97		93	89



98		94	90
99		95	91
100		96	92
101		97	93
102		98	94
103		99	95
104		100	96
105		101	97
106		102	
107		103	
108		104	
109		105	
110		106	
111		107	
112		108	
113		109	

(提案理由)

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するとともに、新たに情報職の職員に適用する人事・給与制度を定めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第〇号議案)

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

### 一 改正の理由

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するとともに、新たに情報職の職員に適用する人事・給与制度を定めるなど、必要な改正を行う。

### 二 改正の内容

#### 1 職員の給与改定

##### (一) 令和六年度の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

##### (二) 令和七年度以降の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

##### (三) 諸手当の改定

###### (1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定する。

区 分	改 正 案	現 行
医療職給料表(一)適用者	三七〇、四〇〇円	二六九、五〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五一、六〇〇円	五一、一〇〇円

###### (2) 獣医師の初任給調整手当

獣医師の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定する。

区 分	改 正 案	現 行
獣医師	六〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

###### (3) 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げる等の改正を行う(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものを除く。)

###### (4) 地域手当

地域手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	改 正 案	現 行
東京都特別区	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二八・七
大阪府大阪市	一〇〇分の一六	一〇〇分の二四・七

広島市	100分の八	100分の六・二
その他広島県内の地域	100分の四	100分の三・二

- (5) 住居手当  
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。
- (6) 通勤手当  
通勤手当の支給上限額を月額十五万円に引き上げることとする。
- (7) 単身赴任手当  
採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、単身赴任手当を支給することとする。
- (8) 特地勤務手当等  
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、特地勤務手当等を支給することとする。
- (9) 期末手当  
期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	100分の107・5	100分の105
	一二月	100分の107・5	100分の105
特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）	六月	100分の87・5	100分の85
	一二月	100分の87・5	100分の85
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	100分の60	100分の58・75
	一二月	100分の60	100分の58・75
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員に限る。）	六月	100分の50	100分の48・75
	一二月	100分の50	100分の48・75

- (10) 勤勉手当  
勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	100分の105	100分の102・5
	一二月	100分の105	100分の102・5

特定幹部職員（ 定年前再任用短 時間勤務職員を 除く。）	六月	100分の125	100分の123.5
	十二月	100分の125	100分の123.5
定年前再任用短 時間勤務職員（ 特定幹部職員を 除く。）	六月	100分の50	100分の48.75
	十二月	100分の50	100分の48.75
定年前再任用短 時間勤務職員（ 特定幹部職員に 限る。）	六月	100分の60	100分の58.75
	十二月	100分の60	100分の58.75

## 2 任期付研究員の給与改定

### (一) 給料表の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

### (二) 期末手当の改定

任期付研究員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
任期付研究員	六月	100分の155	100分の152.5
	十二月	100分の155	100分の152.5

## 3 特定任期付職員の給与改定

### (一) 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

### (二) 期末手当の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

#### (1) 令和六年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	100分の155	100分の152.5
	十二月	100分の155	100分の152.5

#### (2) 令和七年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	100分の77.5	100分の155
	十二月	100分の77.5	100分の155

### (三) 特定任期付職員業績手当の廃止

特定任期付職員業績手当を廃止する。

(四) 勤勉手当の支給

特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給するとともに、支給割合を次のとおりとする。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	一〇〇分の七七・五	非支給
	一二月	一〇〇分の七七・五	非支給

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

(一) 報酬の改定

短時間勤務会計年度任用職員の報酬を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定する。

(二) 期末手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。）	六月	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇五
	一二月	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇五

(三) 勤勉手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。）	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五
	一二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五

6 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

国や民間企業の状況を踏まえ、デジタル技術を有する人材を確保・育成していくため、次のとおり必要な人事・給与制度を整備する。

- (一) 人事委員会の給与勧告のとおり情報職給料表を定める。
- (二) 情報職給料表に応じた等級別基準職務表を定める。
- (三) 情報職給料表四級以上の職員の昇給について、昇給しないことを標準とする。
- (四) 退職手当について、行政職給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮し、調整を行う。
- (五) (一)から(四)までのほか、必要な規定の整備を行う。

#### 7 経過措置等

- (一) 令和七年度以降の給料表の改定に伴い、号給の切替え等に係る経過措置を定める。
- (二) 扶養手当の改定に伴い、配偶者及び子の支給額に係る経過措置を定める。
- (三) 地域手当の改定に伴い、支給割合等に係る経過措置を定める。
- (四) 地域手当の改定に合わせ、給料月額に百分の百一・三を加算する措置を廃止する。
- (五) 単身赴任手当の改定に伴い、必要な経過措置を定める。
- (六) 再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当を支給することに伴い、必要な経過措置を定める。
- (七) その他必要な改正を行う。

#### 三 施行期日等

- 1 二一(一)並びに(三)(1)、(9)及び(10)、二二、二三(一)及び(二)(1)並びに二四及び五については、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
- 2 二七(四)については、令和八年四月一日から施行する。
- 3 一及び二以外については、令和七年四月一日から施行する。

#### 四 根拠法令

##### 1 地方自治法

###### 第二百三条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、特殊勤務手当、特勤

務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型コロナウイルス感染症等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 2 地方公務員法

### 第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。



令和6年12月5日

広島県知事様

広島県教育委員会

議案に対する意見聴取について（回答）

令和6年12月3日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

- 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案

令和6年12月3日

広島県教育委員会様

広島県知事

議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第百十八号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600
	2	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100
	3	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600
	4	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000
	5	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300
	6	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700
	7	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100
	8	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500
	9	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900
	10	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300
	11	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700
	12	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000
	13	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300
	14	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700
	15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
	16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
	17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
	18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
	19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
	20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
	21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
	22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
	23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
	24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100

25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
38	264,300	290,500	361,700	382,600	
39	265,500	292,400	363,100	383,800	
40	266,700	294,200	364,400	384,900	
41	267,900	296,000	365,700	386,000	
42	269,000	297,900	367,100	387,200	
43	270,100	299,700	368,400	388,400	
44	271,200	301,400	369,700	389,500	
45	272,200	303,100	371,000	390,600	
46	273,000	304,900	372,200	391,800	
47	273,800	306,600	373,400	393,000	
48	274,600	308,200	374,600	394,200	
49	275,300	309,800	375,800	395,400	
50	276,100	311,500	377,000	396,700	
51	276,800	313,300	378,200	397,900	
52	277,500	315,000	379,400	399,100	
53	278,300	316,300	380,500	400,300	
54	279,100	318,200	381,700	401,600	
55	279,900	320,000	382,900	402,600	
56	280,600	321,700	384,100	403,700	
57	281,300	323,400	385,200	404,900	
58	282,100	325,300	386,500	406,100	
59	282,900	327,000	387,800	407,300	
60	283,600	328,700	389,000	408,500	
61	284,200	330,400	389,900	409,600	
62	284,900	332,200	391,100	410,600	
63	285,600	334,000	392,100	411,900	
64	286,200	335,700	393,200	413,100	
65	286,900	337,400	394,000	414,300	
66	287,600	338,700	395,100	415,400	
67	288,300	340,000	396,100	416,500	
68	289,000	341,300	397,100	417,600	
69	289,700	342,800	398,200	418,600	
70	290,500	344,300	399,200	419,800	
71	291,200	345,800	400,300	421,000	
72	291,900	347,300	401,400	422,200	
73	292,400	348,700	402,400	422,800	
74	293,100	350,200	403,500	423,600	
75	293,800	351,700	404,600	424,300	
76	294,400	353,200	405,600	424,800	
77	295,000	354,600	406,500	425,100	
78	295,700	356,100	407,400	425,400	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤

務職 員以 外の 職員	79	296,300	357,600	408,400	425,800
	80	296,900	359,100	409,400	426,200
	81	297,500	360,500	410,200	426,500
	82	298,100	361,800	411,000	426,900
	83	298,700	363,100	411,700	427,200
	84	299,300	364,300	412,500	427,500
	85	299,800	365,500	413,200	427,800
	86	300,300	366,700	413,800	428,200
	87	300,800	367,900	414,500	428,500
	88	301,300	369,000	415,200	428,800
	89	301,700	370,100	415,800	429,100
	90	302,300	371,200	416,500	429,400
	91	302,800	372,300	417,000	429,700
	92	303,300	373,400	417,600	429,900
	93	303,600	374,500	418,000	430,100
	94	304,100	375,700	418,400	
	95	304,600	376,800	418,700	
	96	305,000	377,900	419,000	
	97	305,400	378,900	419,200	
	98	305,900	379,900	419,500	
	99	306,400	380,800	419,800	
	100	306,800	381,700	420,000	
	101	307,200	382,500	420,200	
	102	307,600	383,500	420,500	
	103	308,000	384,400	420,800	
	104	308,300	385,300	421,000	
	105	308,500	386,100	421,200	
	106	308,800	387,000	421,500	
	107	309,100	387,900	421,800	
	108	309,300	388,800	422,000	
	109	309,500	389,600	422,200	
	110	309,700	390,600	422,500	
111	310,000	391,500	422,800		
112	310,300	392,400	423,000		
113	310,500	393,000	423,200		
114	310,700	393,900	423,500		
115	310,900	394,800	423,800		
116	311,200	395,700	424,000		
117	311,500	396,500	424,200		
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			

133	406,300				
134	406,600				
135	406,900				
136	407,200				
137	407,500				
138	407,800				
139	408,100				
140	408,400				
141	408,700				
142	409,000				
143	409,300				
144	409,600				
145	409,800				
146	410,100				
147	410,400				
148	410,600				
149	410,800				
150	411,100				
151	411,400				
152	411,600				
153	411,800				
154	412,100				
155	412,400				
156	412,600				
157	412,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

同条第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700
	2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000
	3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200
	4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500
	5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,600
	6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
	7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
	8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100

9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
22	245,200	260,200	356,300	378,000	
23	246,500	261,500	357,700	379,200	
24	247,800	262,800	359,000	380,300	
25	249,000	264,100	360,300	381,400	
26	250,100	266,000	361,700	382,600	
27	251,200	267,800	363,100	383,800	
28	252,300	269,600	364,400	384,900	
29	253,500	271,300	365,700	386,000	
30	254,800	273,500	367,100	387,200	
31	256,000	275,700	368,400	388,400	
32	257,200	277,900	369,700	389,500	
33	258,300	280,100	371,000	390,600	
34	259,500	282,300	372,200	391,800	
35	260,700	284,500	373,400	393,000	
36	261,900	286,600	374,600	394,200	
37	263,100	288,600	375,800	395,400	
38	264,300	290,500	377,000	396,700	
39	265,500	292,400	378,200	397,900	
40	266,700	294,200	379,400	399,100	
41	267,900	296,000	380,500	400,300	
42	269,000	297,900	381,700	401,600	
43	270,100	299,700	382,900	402,600	
44	271,200	301,400	384,100	403,700	
45	272,200	303,100	385,200	404,900	
46	273,000	304,900	386,500	406,100	
47	273,800	306,600	387,800	407,300	
48	274,600	308,200	389,000	408,500	
49	275,300	309,800	389,900	409,600	
50	276,100	311,500	391,100	410,600	
51	276,800	313,300	392,100	411,900	
52	277,500	315,000	393,200	413,100	
53	278,300	316,300	394,000	414,300	
54	279,100	318,200	395,100	415,400	
55	279,900	320,000	396,100	416,500	
56	280,600	321,700	397,100	417,600	
57	281,300	323,400	398,200	418,600	
58	282,100	325,300	399,200	419,800	
59	282,900	327,000	400,300	421,000	
60	283,600	328,700	401,400	422,200	
61	284,200	330,400	402,400	422,800	
62	284,900	332,200	403,500	423,600	

定年 前再 任用 短時 勤務 職員 以外 の 職員	63	285,600	334,000	404,600	424,300
	64	286,200	335,700	405,600	424,800
	65	286,900	337,400	406,500	425,100
	66	287,600	338,700	407,400	425,400
	67	288,300	340,000	408,400	425,800
	68	289,000	341,300	409,400	426,200
	69	289,700	342,800	410,200	426,500
	70	290,500	344,300	411,000	426,900
	71	291,200	345,800	411,700	427,200
	72	291,900	347,300	412,500	427,500
	73	292,400	348,700	413,200	427,800
	74	293,100	350,200	413,800	428,200
	75	293,800	351,700	414,500	428,500
	76	294,400	353,200	415,200	428,800
	77	295,000	354,600	415,800	429,100
	78	295,700	356,100	416,500	429,400
	79	296,300	357,600	417,000	429,700
	80	296,900	359,100	417,600	429,900
	81	297,500	360,500	418,000	430,100
	82	298,100	361,800	418,400	
	83	298,700	363,100	418,700	
	84	299,300	364,300	419,000	
	85	299,800	365,500	419,200	
	86	300,300	366,700	419,500	
	87	300,800	367,900	419,800	
	88	301,300	369,000	420,000	
	89	301,700	370,100	420,200	
	90	302,300	371,200	420,500	
	91	302,800	372,300	420,800	
	92	303,300	373,400	421,000	
93	303,600	374,500	421,200		
94	304,100	375,700	421,500		
95	304,600	376,800	421,800		
96	305,000	377,900	422,000		
97	305,400	378,900	422,200		
98	305,900	379,900	422,500		
99	306,400	380,800	422,800		
100	306,800	381,700	423,000		
101	307,200	382,500	423,200		
102	307,600	383,500	423,500		
103	308,000	384,400	423,800		
104	308,300	385,300	424,000		
105	308,500	386,100	424,200		
106	308,800	387,000			
107	309,100	387,900			
108	309,300	388,800			
109	309,500	389,600			
110	309,700	390,600			
111	310,000	391,500			
112	310,300	392,400			
113	310,500	393,000			
114	310,700	393,900			
115	310,900	394,800			
116	311,200	395,700			



117	311,500	396,500			
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			
133		406,300			
134		406,600			
135		406,900			
136		407,200			
137		407,500			
138		407,800			
139		408,100			
140		408,400			
141		408,700			
142		409,000			
143		409,300			
144		409,600			
145		409,800			
146		410,100			
147		410,400			
148		410,600			
149		410,800			
150		411,100			
151		411,400			
152		411,600			
153		411,800			
154		412,100			
155		412,400			
156		412,600			
157		412,800			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(給料に関する経過措置等)</p> <p>第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額(同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「令和四年改正後市町給与条例」という。)附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。</p> <p>4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額(その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。</p> <p>第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員</p>	<p>附 則</p> <p>(給料に関する経過措置等)</p> <p>第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額(同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「令和四年改正後市町給与条例」という。)附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。</p> <p>4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百・三を乗じて得た額(その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。</p> <p>第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員</p>

の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p><del>第三条及び第四条 削除</del></p>	<p>附則</p> <p><del>(給料に関する経過措置等)</del></p> <p><del>第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額（同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同表に掲げる給料月額とする。</del></p> <p>2 <del>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号。以下「令和元年一部改正条例」という。）附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。</del></p> <p>3 <del>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「令和四年改正後市町給与条例」という。）附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端</del></p>

4) 数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。  
令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額」とし、「とする」とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額。」とする。

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2) 令和元年一部改正条例附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

## 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は令和七年四月一日から、第四条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(号給の切替え)

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第一の給料表の適用を受けていた職

員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（給与の内払）

第三条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表（附則第2条関係）

号 給 の 切 替 表

教育職給料表(イ)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17

34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	

83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

(提案理由)

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、この条例案を提出する。



(県第 号議案)

## 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(教育委員会)

### 一 改正の理由

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、必要な改正を行う。

### 二 改正の内容

- 1 令和六年度の市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。
- 2 令和七年度以降の市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置等を定める。

### 三 施行期日等

- 1 一1については、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
- 2 一2及び3（給料月額の水準調整のための規定を廃止する規定を除く。）までについては、令和七年四月一日から施行する。
- 3 一3のうち、給料月額の水準調整のための規定を廃止する規定については、令和八年四月一日から施行する。

### 四 根拠法令

#### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

#### 2 地方公務員法

##### 第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。